

# 親を自殺で亡くした子どもが望む情報提供と支援 —地域における支援課題への挑戦—

大倉高志<sup>1</sup>・市瀬晶子<sup>2</sup>・白井（田邊）蘭<sup>3</sup>・引土絵未<sup>4</sup>

(1: 東海学院大学健康福祉学部, 2: 関西学院大学人間福祉学部, 3: 関西電力病院  
医療福祉相談室, 4: 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)

## 要 約

本研究の目的は、自殺で親を亡くした子が自殺発生直後から間もない時期に、いつ、誰から、どのような情報を、どのような方法で提供されることを望んでいるのかを明らかにすることである。フォーカス・グループ・インタビューを3回実施した結果、自殺と判明した直後以降の時期において、遺された親や葬儀社、さらには、遺された子が未成年の場合には、学校の先生やカウンセリングの技術のある教職員などといった家族や関係者が、遺された子の対応をした時に、遺された子の苦しさに配慮した親身で手厚い対応が求められた。特に、遺された子が親との死別直後に置かれた状況について、遺された子が「1. 現場に居合わせたか否か」、「2. 自殺だったと教えられたか否か」、さらには、「3. 遺体との対面を果たしたか否か」という3つの要素に着目しながら現状把握を行なうことにより、5つの分類を起点とした支援を展開することができることを提案した。

キーワード：自殺、親を亡くした子ども、情報提供、支援

## 1. 本研究の位置付けと目的

筆者らは、遺族が自殺発生後に、いつ、誰から、どのような情報を、どのような方法で提供されることを望んでいるのかについて、続柄の違いに着目し、(1)「自殺で配偶者を亡くした遺族」のグループ、(2)「自殺で子を亡くした親」のグループ、(3)「自殺で親を亡くした子」のグループのそれぞれ4名ずつの遺族を募集し、フォーカス・グループ・インタビュー（以後、FGI）による調査（Krueger ら 2009； Ritchie ら 2003； 鈴木 2005）を2009年12月に実施した結果、自殺と判明した直後から葬儀後までの時期の情報提供や、遺族コーディネーターのような新しい職種や体制による情報提供や支援の他、警察や行政死亡届窓口、葬儀社などの既存の専門家が遺族に特化した関わりを実施すること、さらには、口頭での説明よりもリーフレットや冊子をさりげない形で封入して提供すること、などが3つのグループで共通していることが明らかになった（大倉ら 2011）。

大倉ら（2011）の調査は、とりわけ支援策の具体化が急がれていた我が国において、自死遺族支援施策に活用可能な知見を提示したという点で意義があった。しかし、

実際には、3つの異なる続柄の遺族に対し、それぞれ1回ずつのFGIを実施した調査であったことから、続柄の違いに基づく支援の特徴や差異を特定するには、データの量が絶対的に不足していた。

そこで、2010年から2011年にかけて、3つの続柄の遺族を対象としたFGIをそれぞれ2回ずつ追加で実施した。すなわち、3つの続柄それぞれにつき、合計3回ずつのFGIを実施したことになる。そして、3つの続柄のうち、1つ目の続柄である(1)「自殺で配偶者を亡くした遺族」に限定し、合計3回のFGIを分析し報告した論文を2013年に公表した（大倉ら 2013）。本稿は、それに続くものとして位置付けられる。

本稿では、3つの続柄のうち、3つ目の続柄である(3)「自殺で親を亡くした子」に限定し、合計3回のFGIを分析し、自殺で親を亡くした子が自殺発生直後から間もない時期に、どのような情報提供を望んでいるのかについて明らかにすることを目的とした。

本研究により、自殺発生直後から時系列で遺族に接する可能性が高い地域の救急隊や警察、市役所、葬儀関係者、宗教関係者などが、遺された子が望む情報提供のあり方を具体的に把握し、適切な情報提供と支援がなされ

ることが期待される。

## 2. 方法

### 2-1. 対象者

対象者は、親を自殺で亡くしてから3年以上が経過し、かつ日本国内で活動している自死遺族自助・支援グループを中心に協力的に関わっている子とした。対象者の募集は、これらの自助・支援グループから紹介を受けた候補者に対し、筆頭著者が直接訪問の上、調査の趣旨と目的を記した文書を用いて口頭で説明し、充分な理解と書面による同意を得て実施した。

### 2-2. 調査方法

調査は、対象者の当時の「年代」を考慮しながらグループの属性を設定し、合目的的サンプリングにより対象者の募集を実施した。第1回FGI（以後、FGI-1）（なお、FGI-1については、冒頭で明記したように、既に2011年3月に日本自殺予防学会誌『自殺予防と危機介入』に投稿・掲載された論文の一部として公表済みである。本稿ではFGI-1のデータを追加分析し、本稿における比較分析の一部として使用した）を実施し、その分析後、第2回FGI（以後、FGI-2）で新たに募集する対象者の属性を検討した。その際、FGI-1では、当時の年齢が、子を持つ親であった成人のBさん以外の対象者は、3名とも未成年（Aさんは中学生、Cさんは高校生、Dさんは大学生）であり、成人と未成年では発言内容に相異があり、Bさんが話しくそうにしている様子が見受けられた。そのため、当時、既に成人していた子と、まだ成人しておらず未成年だった子の2つに分けてFGIを設定することとした。FGI-2では、当時、成人だった子に着目し、「自分が成人後に親を亡くした子」をFGI-2の対象者として設定した。また、第3回FGI（以後、FGI-3）では、当時、未成年だった子に着目し、「自分が未成年の時に親を亡くした子」を対象者として設定した。FGI-2の対象者を募集し、FGI-2を実施・分析した。さらに、FGI-3も対象者を募集し、FGI-3を実施・分析した。そして、最後に、全3回に渡るFGIの分析結果を比較・考察した。

全3回のFGIには、筆頭著者が司会者として参加し、同志社大学自殺とケア研究会（前・自殺予防研究プロジェクト）の会員のうち同一の1名が司会補助者として同席した。対象者には、司会者が精神保健福祉士であることを予め伝えた。

FGI実施前に事前アンケートを実施し、1)対象者本人の続柄と当時の年齢、現在の年齢、当時の婚姻状況と子の有無、死別後の経過年数、信仰していた宗教、家族構成と家族の当時の年齢、2)故人の続柄と享年、自殺手段、信仰していた宗教、3)死別後の諸手続きの主な実施者は誰だったか、4)直後に望まれた情報は何だったか、5)現在、望む情報は何か、以上の各項目について記入を求め、分析資料の一つとした。

FGIの質問項目として、遺族が望む情報提供のあり方について、(a)情報提供の時期、(b)情報提供の実施者、(c)提供してほしい情報、(d)情報提供の方法の4つの項目を予め設定し、対象者自身の体験だけでなく、同じ続柄の人を亡くした他の遺族から見聞きしたことにも触れながら自由に討議する形で進行した。司会者は特記すべきであると感じた対象者の言動を、司会補助者は対象者が発言した(a)～(d)をそれぞれ用意した記録用紙に記入した。FGI実施後、事後アンケートを実施し、1)言い足りなかったことや言いにくかったこと、2)意見や感想、以上の各項目について記入を求め、分析資料の一つとした。

### 2-3. データの分析

分析は、Glaserら（=1996）が提案したGrounded theoryと、木下（2003）の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチにおいて提案されている分析ワークシートの手法や佐藤（2008a；2008b）の演繹的アプローチと帰納的アプローチを参考に設計した。分析の概要として、まず、語り全体の概要を細部まで厳密に把握するため、逐語録からコードや概念、カテゴリーを作成する帰納的な分析を実施し、語り全体の内容をコード・概念・カテゴリーで整理した一覧表を作成した。その後、一覧表を土台しながら、「情報提供」について予め設定した要素である上記の(a)～(d)の4つのカテゴリーに該当する語りを逐語録から抽出する演繹的な分析を実施した。これらの方法を複合的に活用することにより、遺族が望む情報提供と支援を余すところなく浮き彫りにすることを目指した。分析には、質的分析支援ソフトMAXQDA10（以後、分析ソフト）を活用した。

具体的な分析の手順を以下の通り明示しておきたい。

#### ＜分析の基礎的作業の手順＞

①分析ソフトで対象者の属性表を作成。②ICレコーダーの音声データから逐語録を作成し、対象者の非言語的反応（表情や様子、態度、声の抑揚など）を記録した後、

個人名や所属、固有名詞など個人が特定可能な箇所を記号化した。③逐語録を印刷し、(a)～(d)に該当する箇所と、特徴的だと思われる箇所にアンダーラインを引きながら熟読。同時に、話の流れに注意しながら話題ごとにコード（要約文）を作成し、逐語録の横に併記。④逐語録のWordファイルを分析ソフトに保存・認識させ（インポートし）、分析ソフト上で作業ができるよう準備。記入したコードと、(a)～(d)に該当した語りを分析ソフトの逐語録上に入力して反映した。

#### ＜帰納的分析の手順＞

⑤全てのコードを俯瞰し、類似するコードを整理し、暫定的な概念名を付けた。その際、特定のコードに対し、反対事例や対極事例となるコードにはコードの冒頭に「(反)」と明示し、特定のコードと並列して表示。⑥類似するコードを集約した暫定的な概念名に対し、メモ機能を活用し、司会者と司会補助者が記録した内容や気付いた点、司会者が分析の際に深めた考察や想起された仮説、批判的考察、概念の定義などを入力。⑦ ⑤と⑥を総合的に勘案し、この段階での概念名を確定。さらに、類似する概念同士を集約し、カテゴリーを作成。⑧グループ・インタビューであることから、作成した全ての概念に対する各対象者からの影響の度合いを判別するため、「主な発言者」と「発言者以外の対象者が示した反応」に着目し、行（左側に縦に列挙）に「カテゴリーと概念」を、列（上部に横に列挙）に「対象者」を配置した「概念-対象者の対応表」をExcelで作成した。具体的には、対象者がその特定の概念について、主な発言者である場合には「☆」、明らかな賛意を示す賛同者である場合には「○」、逐語録全文から共感的反応者であると判断される場合は「○」、明らかな反対意見を述べた場合には「×」、発語や相槌もなく反応が特定できない場合には「？」を記入した。また、その概念が遺された子に特徴的であると思われる場合には「子」を、さらに、自殺に特有と思われる場合には「自」の文字を概念の冒頭に記入し、分析・考察の際の手掛かりの一つとした。⑨最終的に作成された概念とカテゴリーへの対象者からの影響の大きさを測るための参考資料の一つとして、対象者ごとの作成コード数を把握することのできる「対象者ごとのコード数一覧」をExcelで作成した。

＜(a)～(d)の4つのカテゴリーによる演繹的分析の手順＞

⑩言及された「情報提供の実施者（専門家や機関などの関係者）」についての発言頻度を確認するため、分析ソ

フトの語彙検索機能を活用し、行（左側に縦に列挙）に「情報提供の実施者（上から、「消防」、「救急隊」、「救急」、「警察」、「警察官」、「お巡りさん」、「警察署」、「駐在所」など実際の発言に応じ逐次、語彙を追加した）」を、列（上部に横に列挙）にグループ・インタビュー全3回(FGI-1, FGI-2, FGI-3)を配置し、各FGIにおける「情報提供の実施者」の発言の回数を記入した。⑪語彙検索の結果を参考にしながら、(a)～(d)に該当した語りを「情報提供を実施することが望まれた関係者」ごとに要約・整理するため、行（左側に縦に列挙）に「情報提供を実施することが望まれた関係者」を、列（上部に横に列挙）に(a)～(d)を配置した一覧表を作成した。この時、「情報提供を実施することが望まれた関係者」に該当しない(a)～(d)の語りは、行の一番下に「その他」の欄を設け追記した。また、列の右端に語りの「目的」の欄を設け、語られた内容の趣旨が「要望」であるのか、「良い評価」であるのか、或いは「実践されている取り組み紹介」であるのかなどが区別できるようにした。

#### ＜結果と考察の記述の手順＞

⑫結果を記述する際には、この(a)～(d)の一覧表だけでなく、帰納的分析の結果も最大限活用した。⑬自殺発生直後から間もない時期に遺族への情報提供を実施することが望まれた関係者の(a)～(d)の中から、特に「(a)情報提供の時期」と「(b)情報提供の実施者」の2つを引用した時間軸による結果図を作成。望まれた「情報提供のあり方」を視覚的に把握する一助とした。⑭(a)～(d)のそれぞれについて、FGIの3つのグループにおける対象者の背景の違いを考慮しながら比較し、明らかになった結果と考察を記述した。特に、結果と考察の書き方については、田垣（2008：164-9）を参考にした。

## 2-4. データ分析の信頼性の確保

分析は、カテゴリー化まで司会者が1名で実施した後、司会補助者と共にピア・チェックを実施し、必要な場合には再度分析作業を行なった。また、カテゴリー化が終了した後、共同研究者らと共に分析結果を確認し分析結果の妥当性を検討した。

## 2-5. 倫理的配慮

死別後の経過年数が「3年以上」経過している遺族を対象とすることにより、対象者の悲嘆や混乱をさらに悪化させてしまうことがないよう配慮した。FGI実施中に対象者が体調を崩した場合を想定し、司会者と司会補助

表1. 対象者の背景

記号	対象者							故人				死別後の経過年数	
	続柄	当時の年齢	当時の婚姻状況	当時の子の人数(うち、未成年)	当時の宗教	故人との当時の居住形態	現場を見たか	続柄	享年	婚姻状況	当時の子の人数(うち、未成年)	手段	
FGI-1 子が未成年の時または成人後に親を亡くしたグループ	A 娘	10代前半	未婚	0	特になし	同居	見ない	父親	40代前半	既婚	4(4)	縊首	35
	B 娘	40代前半	既婚	2(1)	キリスト教(プロテスタント)	別居	見ない	母親	60代後半	死別	1	縊首	5
	C 息子	10代後半	未婚	0	仏教(浄土宗)	別居	見ない	父親	40代前半	離別	2(2)	縊首	10
	D 息子	10代後半	未婚	0	仏教(曹洞宗)	同居	見た	母親	40代後半	既婚	3(3)	縊首	10
FGI-2 子が成人後に親を亡くしたグループ	E 娘	50代前半	未婚	0	無記入	同居	見た	母親	80代前半	死別	2	縊首	14
	F 娘	20代前半	未婚	0	仏教(曹洞宗)	同居	見ない	父親	60代前半	既婚	3	入水	13
	G 息子	20代後半	未婚	0	キリスト教	別居	見ない	母親	50代前半	既婚	4(1)	縊首	18
	H 息子	30代前半	未婚	0	特になし	別居	見ない	父親	50代後半	既婚	2	縊首	3
FGI-3 子が未成年の時に親を亡くしたグループ	I 息子	10代後半	未婚	0	特になし	同居	見ない	父親	40代後半	既婚	2(2)	縊首	9
	J 息子	10代後半	未婚	0	キリスト教(カトリック)	別居	見た	母親	50代前半	既婚	2(1)	縊首	9
	K 娘	10代後半	未婚	0	仏教(浄土真宗)	同居	見ない	父親	40代後半	既婚	3(3)	練炭	7
	L 娘	10代前半	未婚	0	無記入	同居	見ない	母親	40代前半	既婚	2(2)	飛込み	43

者による対応方法を明文化した。FGI 終了後、24 時間対応の電話相談窓口と司会者の連絡先を明記した感謝状を渡し、帰宅後の気分変調に配慮した。FGI-1 は京都大学大学院医学研究科・医学部医の倫理委員会 (No.882) から、FGI-2・FGI-3 は同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会 (No.1021) からの承認を得て実施した。

### 3. 結果

#### 3-1. 対象者の背景

全 3 回の FGI の対象者は、息子が 6 名、娘が 6 名の合計 12 名だった。FGI-1 は、自身が未成年の時または成人後に親を亡くした息子 2 名・娘 2 名で構成した。FGI-2 は、自身が成人後に親を亡くした息子 2 名・娘 2 名で構成した。FGI-3 は、自身が未成年の時に親を亡くした息子 2 名・娘 2 名で構成した。対象者 12 名中、現

場を見たのは 3 名であった。3 名のうち 2 名が第一発見者であり、いずれも未成年の D さんと J さんであった。現場は、D さんは自宅、J さんは自分が児童養護施設に入所していたため、現場は親の自宅であった。3 名のうちの残りの 1 名は E さんであり、同居していた母親が自宅で縊首で亡くなり、正月に合わせて来訪していた E さんの弟が第一発見者となり、E さんは弟が現場で遺体を下ろすところに駆けつけた。また、対象者の居住形態については、12 名中 7 名が親と同居しており、このうち、5 名が未成年であった。一方、親と別居していたのは 12 名中 5 名であり、成人が 3 名、未成年が 2 名であった。成人の B さんは自身の結婚により、成人の G さんは自身の進学により、成人の H さんは自身の就職により、高校生だった C さんは親の離婚により、高校生だった J さんは児童養護施設に入所していたことにより、それぞれ、親とは別居していた。対象者の背景は、表 1 の通りであ

表2. 自殺発生直後から間もない時期に遺族への  
情報提供を実施することが望まれた関係者

子が未成年の時 または成人後に親を 亡くしたグループ(FGI-1)		子が成人後に親を 亡くしたグループ(FGI-2)	子が未成年の時に親を 亡くしたグループ(FGI-3)
新しい 提案	遺族相談員	付き添ってコーディネート てくれる人	個別支援で アドボケートできる人
3グループ 共通	親(特に、母親)	遺された親	遺された親・親族・大人
	警察	警察	警察
	葬儀社	葬儀社	葬儀社
2グループ 共通	病院(救急・検案・精神科)		病院(検案・解剖医)
	死亡届窓口	市役所	
	教師 (小・中・高校、特に中学)		学校の先生
グループ 単独	弁護士	救急隊	学校の総務課・学生課
	司法書士		担任の先生よりも 距離のあるカウンセラー
	故人の借金の状況を 知る情報センター		

る。

### 3-2. FGI の実施時期と所要時間、並びに情報提供を実施することが望まれた関係者

FGI の実施時期は、FGI-1 が 2009 年 12 月、FGI-2 が 2011 年 1 月、FGI-3 が 2011 年 7 月だった。対象者の自己紹介から FGI 終了までに要した時間は、FGI-1 が 2 時間 19 分、FGI-2 が 2 時間 3 分、FGI-3 が 2 時間 33 分だった。自殺発生直後から間もない時期に遺族への情報提供を実施することが望まれた関係者（遺族から望まれた新しい提案も含む）は、表 2 の通りであった。

### 3-3. (a)～(d) のカテゴリーのそれぞれにおける 3 つのグループの比較の結果

(a)～(d) のカテゴリーのそれぞれにおいて 3 つのグループを比較した結果は、下記の通りであった。（グループごとに望まれた「(a)情報提供の時期」と「(b)情報提供の実施者」を図示した結果図は、図 1、図 2、図 3 に示した。カテゴリーは【】を、対象者の語りは「」を用いて記述した。)

#### 3-3-(a). 情報提供の時期についての比較の結果

望まれた情報提供の時期については、(1)【自殺と判明した時】、(2)【各関係者が遺族の対応をした時】、(3)【遺族が必要と感じた時】が、3 つのグループで共通していた。また、未成年の時に親を亡くした子から【直後に遺された親と話した時にすぐ】、【遺体が運ばれて来た時からお通夜の前まで】、【忌引が終わり学校に登校した時】が挙げられたのが特徴的であった。

(1)【自殺と判明した時】についての語りの例：「救急隊の方か病院の方が、それとなくリーフレットみたいなのでしてもらうか、何かそういうふうなのが一番（良かったと思う）。警察はちょっと…閉ざされる感じがするので（抵抗感がある）。病院の方がそれ（リーフレットなどを渡すの）と同時にケアしてもらえたなら、こんなに長く辛くなかったんではないかなと思うんです。（中略）（死因が確定して病院から）すぐ帰される時にね。（中略）もう、病院で（誰からでも良いので）それとなく渡して。」（FGI-2: Eさん母親を縊首で亡くした娘）

(2)【各関係者が遺族の対応をした時】についての語りの例：「たまたま、担任の先生が（奨学金についての情報を）知

※ 図は、「自殺発生直後から間もない時期」に望まれた「(a)情報提供の時期」と「(b)情報提供の実施者」を図示したものである。

	時間軸（右に向かって時間が経過） ※望まれた「(a)情報提供の時期」を「●」で強調
	遺族への情報提供を実施することが望まれた関係者（望まれた「(b)情報提供の実施者」）
	「(b)情報提供の実施者」に繋ぐことが望まれた関係者
	語りから望まれた関係者の動き
	望まれた「(a)情報提供の時期」
	望まれた継続的な情報提供と支援の実施

ってたから、『あしなが奨学金、借りてみないか』って言ってくれたりとか。（中略）本当に何も情報がないと、そこでもう絶望してしまうので、進学のことに関しては、子どもたちの分かれ合い（の場）に関しても。（中略）それもその（渡される）リーフレットの中に含めるなり何なりして、（中略）小中高、全ての先生が、あしなが育英会のことを知つておくと。情報としては持つておいて。それを適切なタイミングで傷つけないように、配慮した上で言えるっていうような共有がなされるのが良いなって思いますね。」（FGI-1:Dさん 母親を縊首で亡くした息子）

(3)【遺族が必要と感じた時】についての語りの例：「いや、もう、（遺された親は子どもが幼くても自殺の事実を）教えるべきじゃないですか！（中略）一杯いろんな遺児たちを見ていろいろんですけど。（中略）子どもたちは（親の死因は）『病死』っていうふうに言うんです。でも、（子どもたちが）『何か違うと思う』とか。私たちが話を聞いた時に、『やっぱり、俺のお父さんは、自殺かもしれない』と言う。何かね、不信感を抱く。子どもっていうのは、身近なんで、やっぱり分かりますよ。それがね、逆に、私は、（遺された）お母さんたちの会もやっているので、お母さんたちからも相談されるんですよ。『いつのタイミングで言わないといけない？』って。だけど、その時点で、お母さんが自分の子どもと向き合うことを拒否しているんですよね。（中略）もやもやするよね、子どもからすると。（中略）でも、自分はそうじゃないかなと思ってるけれども、周りの人とか親は（自殺だったとは正直に）言ってくれないし。親が隠しているということは、（自殺は）いけないことなのかなって、子どもはきっと思うだろうし。（中略）それやったら、本当に親が自殺で亡くなつたんだという事実を知るだけで、『やっぱ、そうだつたんだ！』と。今まで、（親が）隠して、（自殺は）いけないことのように思っていたけれども、それ（自殺）で

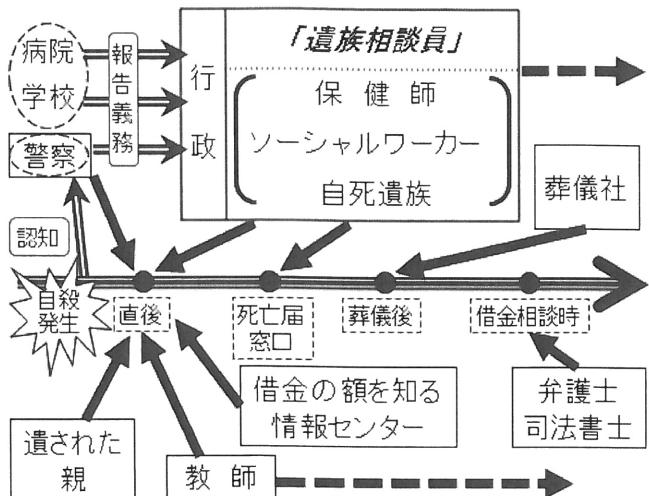


図1. FGI-1のグループが望む情報提供のあり方

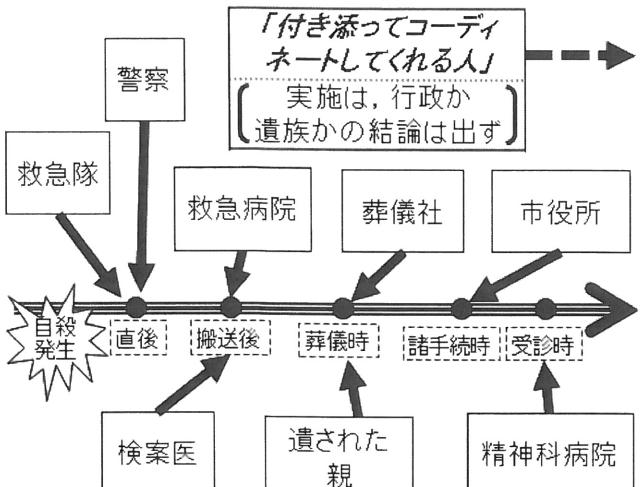


図2. FGI-2のグループが望む情報提供のあり方

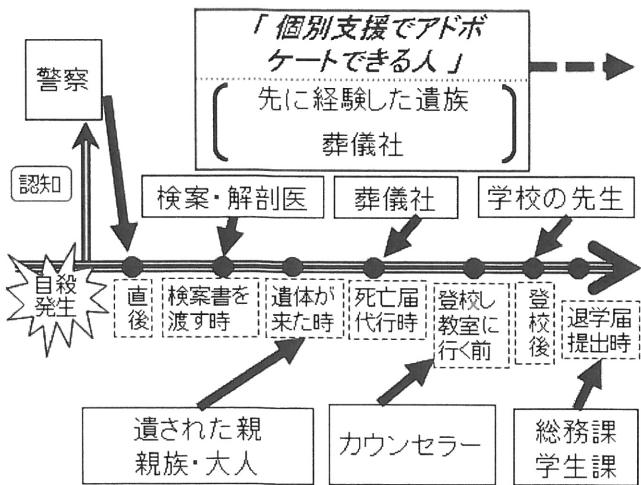


図3. FGI-3のグループが望む情報提供のあり方

も良いんだというか、疑惑は晴れるだろうし。」(FGI-3:  
Kさん 父親を練炭で亡くした娘)

【直後に遺された親と話した時にすぐ】についての語りの例：「(当時の私は中学生だったので、もし、中学生)であれば、(家に)帰った時に、(遺された親から)『こういう死に方だったんよ』って、本当は、(外出先から)帰った時にすぐ言ってくれたら良かったのになって思いますね。」(FGI-1:Aさん 父親を縊首で亡くした娘)

【遺体が運ばれて来た時からお通夜の前まで】についての語りの例：「(親の自殺の事実を伝えてほしいのは、)お通夜の前にですね。(中略)遺体が来たその時か、それ(お通夜)までの間にです。」(FGI-3: Lさん 母親を飛込みで亡くした娘)

【忌引が終わり学校に登校した時】についての語りの例：「葬儀が終わって、1週間なり、忌引ですかね、休んででも、そのまま教室に入って授業とか受けましたけど、(本当は)その前に、保健室じゃないですかけれども、そういったカウンセラーの人と話というか、(カウンセリングの技術のある教職員から)『今の感情はどう?』とか、『今、何、考えている?』とか聞いてもらっていたら、多分、答えていたし。(中略)(親が)亡くなって登校した時の自分で、気を張っていると思うんですよ。(中略)それを和らげてもらうためにも、そういった人が、学校という場にいたら、本当に一つ落ち着く場所、気を張らなくてもいい場所ができるという意味では、大きいと思いますね。」(FGI-3: Jさん 母親を縊首で亡くした息子)

### 3-3-(b). 情報提供の実施者についての比較の結果

望まれた情報提供の実施者については、(1)【遺族のもとに駆けつけ、やるべきことを整理・調整してくれる人】、(2)【警察】、(3)【葬儀社】、(4)【遺された親】が、3つのグループで共通して挙げられた。また、FGI-2と3で【病院】(【病院(救急・検査・精神科)】と【病院(検査・解剖医)】)が共通して挙げられた。FGI-1と2で【役所】(【死亡届窓口】と【市役所】)が共通して挙げられた。FGI-1と3で【学校の先生】(【教師】と【学校の先生】)が共通して挙げられた。さらに、FGI-1で【弁護士】、【司法書士】、【故人の借金の状況を知る情報センター】が挙げられ、FGI-2では【救急隊】が、FGI-3では【学校の総務課・学生課】、【担任の先生よりも距離のあるカウンセラー】がそれぞれ単独で挙げられたのが特徴的だった。加えて、FGI-2では【警察】が情報提供の実施者になる

ことに対する反対意見も挙げられた。

(1)【遺族のもとに駆けつけ、やるべきことを整理・調整してくれる人】についての語りの例：「だから、とりあえず、『なんか困った事があったら、私に連絡くださいね』っていう人が、1人いれば良いなと思うんですよね、どういう役職になるのか分からないですけど。『とりあえず、このパンフレットを私が渡します。読んでいただければ有り難いし、手続きも進み易いですけど、そういう気力もなかつたり、あと分かんないことが出てきたら何でも良いから私に連絡ください』って言ってくれる人が、1人でもいればなと思いますね。」(FGI-1: Dさん 母親を縊首で亡くした息子)

「職業的に義務的には、出来ないことだと思うんですよね、こういうことはね。(中略)いつでも(遺族から)SOS出されたら行ける状況の何かっていうのがあれば良いんだろうなと思うんですけども。」(FGI-2: Eさん 母親を縊首で亡くした娘)

(2)【警察】についての語りの例：「『自殺ですよ』って情報を聞いた時、例えば、警察の方とかが『ここに連絡したら、ちょっと色々教えてくれるよ』って言うとか。何も相談事がなければいいけども、とりあえず一遍そこを通過するみたいに、『今、聞きたいこと、なかったらいります』っていう、通過だけできるようなところもあればいいな、今、死んだという時に。」(FGI-1: Aさん 父親を縊首で亡くした娘)

「手続きに関する情報としては、警察がリーフレットを1回(遺族に)出すべきだと思います。(中略)警察には絶対かかるので。手続きに、どこへ行って、こういうのはリアルタイムでそれは起こってくるので。(中略)動転しているので、それを見ながらやればいいことが。(中略)この窓口に何を持って(行く必要がある)みたいな、それはやっぱり、紙が一番。(中略)その場で手渡しするのが一番かなと思います。」(FGI-3: Lさん 母親を飛込みで亡くした娘)

(3)【葬儀社】についての語りの例：「葬儀社の方が、役所関係の書類も全部持つて来て、はんこ押したら良い状態だけになってしまったので、その辺の苦労とか何もなかったんですけど。」(FGI-2: Eさん 母親を縊首で亡くした娘)

(4)【遺された親】についての語りの例：「せめて(私に)聞いてほしかったですね。(母親が自殺したという)事実を(私に)伝えた上で、最後に(亡くなった母親の)お顔を見るのか見ないのかは。それで(自分で)『見ない』と判

断して)見なかつたら、私は自分の問題として、(見れば良かつたのに見なかつた)自分を責めていけば良い訳なんだけれども。やっぱり、一番、(母が自殺で亡くなつたという事実を私に)伝えてほしかつた相手は、父です。でも、無理だから、(警察などの)職務関係者(から)でもいいと思つてゐるんですけれども。」(FGI-3: Lさん 母親を飛込みで亡くした娘)

【病院】についての語りの例：「もう少し、精神科病院を(情報提供の場として)利用するのはどうかなつて思うんです。(中略)私も母が亡くなつた後、ずっと通つてゐるだから、精神科病院にでも(中略)分かち合いか何か(の情報が)あれば、すがつてたかんと思うんですけどね。」(FGI-2: Eさん 母親を縊首で亡くした娘)

【役所】についての語りの例：「市役所とか行って、(こちらが)言ったことについてちゃんと次に回してくれれば、何回もあっち行つてこっち行つてどうのこうの、『(父親が)自殺して』とかって話をしないような状況にしといてもらえれば良いなと思いますけど。オープンスペースで『死因は何ですか?』みたいな話をされるのは嫌ですよね。(中略)何回も同じ話を、何回も何回も1日の間にしなくちゃいけないというのはやっぱり辛いなつて…。」(FGI-2: Fさん 父親を入水で亡くした娘)

【学校の先生】についての語りの例：「(学校の先生から)親にそういうパンフレットとかを渡したり、『こういうところがあるみたいですよ』ということを、直後にといふか、(子どもが忌引が終わつて)学校に出てきた頃に、一度挨拶があるのか、お話しがあるのか、その頃に、『お母さん、見れる時に、こんなん見といてね。』っていうふうに、先生から渡されると良いなと思いますけどね。」(FGI-1: Aさん 父親を縊首で亡くした娘)

「自死の関係、例えば奨学金を受けられるとかというのは、自死にかかわらず、例えば奨学金であれば、学校の先生から教えてもらえるとか。あとは、感情面とかね、体調のことに関しては、僕は、あまり人にかかわつてほしくないというか。(中略)多分、恐らく(学校で)きちつと対応してくれていた人がいたと思うんですけど、自分のほうからシャットアウトしてしまつたりとかいう面もあつたんで…。」(FGI-3: Iさん 父親を縊首で亡くした息子)

【弁護士】、【司法書士】についての語りの例：「借金を作つて亡くなつた方の相続放棄をするのに、(中略)残つてゐる借金も、引き直し計算つてすごく変な話ですけど、(それを)した場合、過払いがある場合もあるわけですね。(中略)そういうつた『過払いかもしれない』とか、『払い過ぎ

ているかもしれない』っていうような情報提供も、弁護士ならできるはず、司法書士ならできるはずですから。(中略)払い過ぎで借金の(返済)ために追いつめられて亡くなつていくという状況を、私はすごく腹立たしく思います。」(FGI-1: Bさん 母親を縊首で亡くした娘)

【故人の借金の状況を知る情報センター】についての語りの例：「特に遺族になった場合、そういったどこからいくら借金があるかって、ぱつと一目瞭然でプラスの財産もマイナスの財産も分かるような情報があればいいなって思ひます。(中略)(借金の)状況確認のための情報センターさんがあるんですよ。ただ、出してもらうのにすごい日にちがかかるんですよ。本人じゃなつたら、問柄を証明するものが要つたり、本人さんだつたら窓口に行つたら当日にもらえるんですけど、やっぱり遺族ってなつたらなかなか日にちがかかるたり、身分証明書がいっぱい必要になつてしまつたり、それこそ戸籍とか帳票とかを持つてきてくださいという話になるので、そういった情報センターみたいなところが一括して(借金の総額を)分かっているはずですから。だって、(借金のことが一切分からぬ遺族は)どこに問い合わせていいか分からないじゃないですか。(中略)そのセンターだつたら、一括して総額を分かつているわけだから、そういった情報を遺された者に、もっとスムーズに提供してくれるよう形があればいいなつて。」(FGI-1: Bさん 母親を縊首で亡くした娘)

【救急隊】についての語りの例：(3-3-(a)の「(1)【自殺と判明した時】についての語りの例」と同じ。)

【学校の総務課・学生課】についての語りの例：「多分、(学校を)辞める時って、総務課に必ず行くはずだから、総務課か学生課か。辞めますっていうのを出さないと辞められないわけですから。(中略)退学届にも『理由』っていうところが。(中略)金銭的なものとか、復学とか就職とかつていろいろな理由が付いて、そこで金銭的なものっていうのを選んだ方だけ、『もし、差し支えなければ、こうやっていろいろできるのですが、本当に辞めたいんですか?』という話をして、そこから奨学課とかに繋いであげたりとか。」(FGI-3: Kさん 父親を練炭で亡くした娘)

【担任の先生よりも距離のあるカウンセラー】についての語りの例：「やっぱり、母がどうやって死んだかとか、今の私の気持ちを聞いてほしいということで、(中略)学校に登校した時点で、できればスクールカウンセラーに聞かせてほしいなと、教室に行く前に。(担任の)先生は嫌なんです、近すぎるのです。」(FGI-3: Lさん 母親を飛込みで亡くした娘)

「(カウンセラーの人から)『君、頑張っているね』とか(言われたけど),『そんなのは、要らないんだよ!』とかっていうのが、私のカウンセリング時のあれ(想)だったので…。(中略)スクールカウンセラーとあって、そういう(余計なことを言う)人たちが多いと思うんですけど…。」(FGI-3: Kさん 父親を練炭で亡くした娘)

「多分その通りで、私もスクールカウンセラーは拒否すると思って。ただ、拒否する私を分かっておってほしいという、別の視点で…。」(FGI-3: Lさん 母親を飛込みで亡くした娘)

### 3-3-(c). 提供してほしい情報についての比較の結果

望まれた情報については、(1)【親が自殺で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい内容】、(2)【自死遺族向けの分かち合いの場】、(3)【うつなど精神的にしんどい時の対処方法】、(4)【期限のある手続きや、やるべきこと】、(5)【相談機関の場所や連絡先】が、3つのグループで共通して挙げられた。また、特に、未成年の時に親を亡くした子から【中退しないで済み、進学も検討できる奨学金の情報】が求められ、親の借金の処理に困窮した子からは【借金の総額や相続放棄の方法に関する情報】が求められた。

(1)【親が自殺で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい内容】についての語りの例：「父が亡くなった時、(中略)(遠方)にいてすぐは戻れなかつたので、(中略)帰つた時には、もう棺の中に入つてたんですね。(父は)車庫で首を吊つてたんですけど、その辺りもきれいで片付いてましたし、父親が亡くなつたっていうことがいまいちよく分かんなくて。母親が何を見たのかっていうのは、すごく気になつていたんですよ。だから、警察が現場検証してるから、『警察に行つたら、写真とか見せててくれるかな?』とか、いろいろ考えたんですけども、『普通、見せてくれないよな』とか思つたりして。結局は、見なかつたんですけど。ただ、棺の中に入つてたとはいつても、母親が最期に父がどうやって亡くなつたのかを見せたかつたみたいで。何か服、(故人が)着てるじゃないですか。それで、ちょっと、はだけると(首元に縊首の)跡が残つてるので、それを見て、『ああ、こういう形で、父親、亡くなつたんだな』というところで納得はしましたね。(中略)そこでやつと死を受け入れるっていうか、死んだという事実を認識するというか、そんな感じでした。(中略)

私は、もっとその前の状態も見たかったぐらいだったので、見ておいて良かったなと、今は思います。母親が発見した当初の状況と同じものを見たいというのが気持ちとしてはありましたけど、もちろん再現できないですから。」(FGI-2: Hさん 父親を縊首で亡くした息子)

「僕の知らない父親の姿っていうのがすごくあるんだなっていうのは思いますし、母親はそのこと(亡くなつた父親の詳しいこと)については、僕には全く教えてくれない。それは(中略)きっと自分(僕・引用者補注)の持つているイメージが崩れてしまうのがいけないと思って、母親は言わないでいてくれるんでしょうね。(教えてくれよ)って、結構、強く言ったこともあって。それでも(中略)深いところまでは教えてくれなかつたですね。(中略)母親は(中略)(父親の自営の会社が)どんな状況だったのかというのを教えてくれなくて、(父親の)交友関係がどうだったのかとか、(僕は)未だにその辺は全く分からぬないです。原因が分からないうのが一番苦しかつたですし、それで悩みました。それを探して、いろんな人から話を聞こうとしたけど、誰に話を聞けばいいのか分からないから、母親にしか聞けなくて。(親戚の)おじには何か聞きづらいというかね。母親に結構、父親方の親戚が言つてゐるみたいで…。そつちの父親の親戚にはあまり…、聞くと母親が何か言われると嫌だなと思って聞けなかつたりとかして。」(FGI-1: Cさん 父親を縊首で亡くした息子)

(2)【自死遺族向けの分かち合いの場】についての語りの例：「やっぱり、自分を責めるというかな、そういう思いが強くありますね。やっぱり、自分が(中略)(当時、進学を選択した)ことが、そういうことになつた(母親の死に繋がつた・引用者補注)んじゃないかという自責の念が、当時は強くありましたね。情報としては、例えば、自死遺族の会とか、自助グループとか、そういうものの存在があるというのを知つていたら、もう少し速やかに悲しみというものを乗り越えることができたんじゃないかなという思いはあります。」(FGI-2: Gさん 母親を縊首で亡くした息子)

(3)【うつなど精神的にしんどい時の対処方法】についての語りの例：「(父親が亡くなった後の大学)受験の時とかに、何か途中から体調がおかしくなってきて、試験中に何か冷や汗が出てくるとか。(中略)体の震えが止まらなくなるとか。電車にも普通(電車)には乗れるんですけどれども、急行とか特急とか、間の長いところはちょっと電車にも乗れなかつたりとか。(中略)自分で、やっぱり、そ

れが父親の自殺によって、何か不安によってなっているのか、受験のストレスに（よって）なっているのかとか、そういうのがやっぱり自分でも分からないし。」(FGI-3: Iさん 父親を縊首で亡くした息子)

- (4)【期限のある手続きや、やるべきこと】についての語りの例：「やらなきゃいけない期限が定まっているものっていろいろあると思うんです。役所の届け出とか、相続とか、（生命）保険の請求とか、そういうたった期限が決まっているものを知らずにその期限が過ぎてしまうっていうのは、やっぱり具合が悪いように出来る今の制度だと思うんですね。」(FGI-2: Hさん 父親を縊首で亡くした息子)

- (5)【相談機関の場所や連絡先】についての語りの例：「『こういうことがあった時には、家族でこういうところに相談すると、家族調整をしてくれるよ』というようなことがあると良かったなと思いますけどね。」(FGI-1: Aさん 父親を縊首で亡くした娘)

【中退しないで済み、進学も検討できる奨学金の情報】についての語りの例：「親を亡くした子ももちろん（児童養護施設にはいますし、親がどこかへ行っちゃったという子もありますし。やっぱり、そういう子どもたちって、自分も含めてですけれども、進学したいとか就職したいとかって思っても、それだけの（経済的な）力がなかったり、お金がなかったり。（中略）自分はもうダメだとか、結構、ネガティブ思考になっちゃうと思うんですね。だから、1つ何か手をさしのべるような情報があれば、その子の未来、将来は切り開けるんじゃないかなと思うんですね。」(FGI-3: Jさん 母親を縊首で亡くした息子)

【借金の総額や相続放棄の方法に関する情報】についての語りの例：「なかなか、やっぱり（亡くなつた）本人さんは（家族に借金のことを生前に）言われないでね。（中略）遺族の方も、借金があるのを知らなかつたとしたら、全然、心当たりが見つからないですよね。（中略）やっぱり（個人の借り入れ状況が分かる）情報センターとかで、借金があるということは、私は情報として知つておいた方が、すごく安全だなと思うんです。例えば、3カ月過ぎて、1年過ぎて、（業者から借金返済の）請求が来た時には、遅延損害金を上乗せしてくる訳ですから、（借金が）ないものとあるものと、きちんと分かっていた方が。（借金が）なかつたら、それで安心じゃないですか。でも、（借金があることすら）全然分からぬ場合でも、私は情報として（提供される必要があると思う）。（中略）だから、（故人が生前に）うつだと思っていて、でも、そのうつの原因が借金にあった場合も、やっぱりありますからね。（中略）

（既に借金の返済が済んでいるのにもかかわらず、業者が）過払いで遺族に請求して、遺族がもし払つて、そこで（業者から）『死亡診断書と検案書を出してもらえますか？』って言われた場合だったら、今度これは（業者が）生命保険を請求できますからね、団体生命保険が請求できるんですよ。そうしたら、（業者が）これは（故人から、遺族から、生命保険からという）三重に取（り立て）ることだって、最悪の場合、考えられると思うんですよね。」(FGI-1: Bさん 母親を縊首で亡くした娘)

「（故人の）借金も（相続）放棄できるということを知つたのも、（中略）父親が亡くなつてから5年ぐらい経つてからなんですよ。それもテレビを見ていて、一緒に法律番組を見ていて。（中略）だけど（当時は知らなかつたので借金も）相続して、家は誰も住んでない家を5年以上そのまま、毎年毎年、お金だけを払つていって。父親の他の生命保険も何かあって、借金はそれで払つて。（家は）もう誰も住まないし、売りに出しても、いわく付き物件といって売れない物件をずっと毎月税金だけ払つていて。その時、もし（相続を）放棄していればこんなに、本当に父親のちょっとでも残していたお金とか、（生命）保険はもうゼロ、むしろマイナスなんですね。もし、（相続）放棄ということを知つていたら、全然違つたのかなとか、5年後になって母親と話して…。あの時は、しうがなかつた。（借金を）すぐ返さなきゃいけないと思ってた。」(FGI-1: Cさん 父親を縊首で亡くした息子)

### 3-3-(d). 情報提供の方法についての比較の結果

望まれた情報提供の方法については、(1)【リーフレットや冊子を手渡し、負担のかからない程度の説明をする】、(2)【必要な人に対し死別後の煩雑な手続きを一緒に進めたり代行したりする】、(3)【決められた業務だけでなく、遺族の苦しさに配慮した親身で手厚い対応】、(4)【遺された親が子に、親が自殺で死んでしまつたのだという亡くなり方を直接教え伝える】、(5)【各種発信媒体の活用】の5つが、3つのグループで共通していた。

なお、死別後の諸手続きを誰がしたかについて、対象者12名のうち5名が「自分がした」と答えた。この5名のうち3名が自分以外に「母親」も手続きに動いたと回答した。この5名のうち残りの2名が、自分一人で手続きに動いていたが、それらは、当時40歳代前半のBさんと、50歳代前半のEさんであった。Bさんは、自殺で亡くなつた60歳代後半の母親が、既に、配偶者と死別していたため、子である自分が動くしかなかつた。

Eさんも、自殺で亡くなった80歳代前半の母親が、既に、配偶者と死別していたため、同居していた自分が動くしかなかった。一方、対象者12名のうち、死別後の諸手続きをした者として「遺された親」を挙げたのは7名であり、このうち3名は、上記の通り、子も手続きに動いていた。この3名の中で、当時、高校生だったKさんから、【親が動けず親戚からの助けが必ずしも得られない中で、子がやらなければならなかつた】が挙げられ、未成年の時に親を亡くしたFGI-3で共感を得た。また、この3名のうち残り2名のFさんとHさん、加えて、自分一人で手続きに動いたEさんから、【親が動けなければ代わりに子が動くしかない】が挙げられ、成人後に親を亡くしたFGI-2においても共感を得た。さらに、遺された父親が単独で動いたDさんは、遺された父親が精神的に苦しい中で死別後の複雑な手続きを進めたことを振り返り、遺族が【頼る人がいないと、どうしようもなくなる】ことを指摘した。この他、児童養護施設に入所していたJさんは、「叔母」と「施設職員」が諸手続きに動いてくれた。さらに、当時、現場におらず自殺の事実を一切教えられなかつた中学生のAさんと、進学のため遠方で別居していたGさんの2名が「誰が諸手続きをしたのかが不明」と答えた。

(1) 【リーフレットや冊子を手渡し、負担のかからない程度の説明をする】についての語りの例：「本当に何か大変な時って字が頭の中に入つてこないっていうか、その中から選び取るっていうことができないっていうか、そういうこともあるのかなと思うと、本当に必要な初期の段階でやつとかなくちゃいけないこととかって、やっぱり葬儀をする葬儀屋さんとか、そういうたとこからいただけるとすごい早い段階なので、これやって、これやって、これやって、これをどこにどうしたら良いのかを書いといてもらつたりすると、とりあえず、これやれば良いっていうのがもらえれば。」(FGI-2: Fさん 父親を入水で亡くした娘)

(2) 【必要な人に対し、死別後の煩雑な手続きと一緒に進めたり代行したりする】についての語りの例：「例えば、死亡届って皆さん出します、葬儀屋さんが（提出を）代行される方もいらっしゃいますけれども、死亡届は基本的に身内の方が出しに行かれますよね。（中略）（死亡届の窓口などで）『もし、困ったことがあつたら、この人に電話してください』、『（困りごとなら）何でも良いですよ』っていうようなものをリーフレットとは別の形で、カードとか簡単なもので良いから、名前が入つるもの（中略）、（支

援）担当者の名刺みたいなものをもらっておくとかつていのはどうでしょう。」(FGI-1: Bさん 母親を縊首で亡くした娘)

「たぶん、突然（自宅に）来られちゃうと、『えっ？何で知ってるの？』っていう、『何で、うち来たの？』っていう気持ちの方がたぶん（強く湧いてくると思う）。（中略）どつから（個人情報が）もれてるの？みたいな気持ちになっちゃうかなと思うんですけど。例えば、誰からも支援を受けられなくて、それこそ一人になっちゃって、どうして良いか分かんなくなっちゃってというような人には必要なものかもしれない。（中略）『こういう人がいるから、（こういう人が）要る人は相談してみたらどうですか？』みたいなものが（事前に誰かから）あるのであれば、選択肢の一つとしては良いのかもしれないけど。（中略）自分から話すのもタイミングがあるでしょうし、そこはなんかあんまり踏み込んでほしくないかなって思いますけどね。」(FGI-2: Fさん 父親を入水で亡くした娘)

「個別支援でアドボケートできる人がいれば良いなと思います。そういうシステムがあればそれを情報提供すれば済む訳で。（中略）本当はね、（先に同じ経験をした）遺族でそういうのをやつたり、もう一つは葬儀社がビジネスでやるかなと思うんですけれども。（中略）そういう形で、手続きなんかも一緒に進めてくれる人がいたら、一番（良いと思う）。（中略）『こういうサービスをうちはやっているんで、希望があれば保険手続き代行を幾ら』とかになっちゃうけれども。」(FGI-3: Lさん 母親を飛込みで亡くした娘)

(3) 【決められた業務だけでなく、遺族の苦しさに配慮した親身で手厚い対応】についての語りの例：「（母が）死に場所を探しているのは、（小学生だった）子どもの私にもよく分かりました。最初は、（母は子どもと）一緒に死のうと思ったので、学校から帰つてから弟も連れて『お散歩に行こう』って。電車に乗つて竹林の中を当てもなく探しながら、（母が）『こんなところだめ、帰ろう』と言つたり。（いろいろな場面を思い出す）フラッシュバックはあるんだけれども、（母から）首を絞められた場面だけは、ちょっとだめ。その場面だけは…。（私が）苦しくて、（母が）手を放すとか、泣いている鬼みたいな母の顔があるとか…。それから、包丁を突き立て父と大格闘している母とかがいたんですけども。そんな中である日、（母が）『お留守番をしていてね』って、『お里に行くから』と出掛けた。それっきり何日か、（中略）連絡が取れなくて。（中略）結局、新聞のこんな小さな記事で、身元不明者がいると、（電

車に)飛び込んで。それを見て、父とおじさんが警察へ行って遺体を引き取ってきたら、(中略)新聞記事が出ました。当時なので、自殺で住所も全部、名前も出て。お迎えに行って帰ってくる間、父がいないので弟と2人で親戚の人と待っているのに、親戚の人も呼ばれて。来た人が、もともと、そんな母なんで、あまり親戚から良い評価を受けていなかつたので、『こんなことをして!』と。(中略)『(前略)迷惑な話だ、顔も体もぐちゃぐちゃや!』とかって、待ちながら。(中略)私はその情報で、どうやら母は(電車に)ひかれて死んだんだということが分かつて…。(中略)私としたら、死にたい母はよく知っているんですけども、それでも死ねなかつた母も知つてるので、母の死自体は、死ねて良かったなと思ったんです、直感的に。」(FGI-3:Lさん 母親を飛込みで亡くした娘)

「最後に母のその(首を吊った)姿を見て…。もし、自分が親になって、子どもができる、子どもに僕と同じような体験は、絶対、させたくないなと思うんですよね。だって、親の最後の姿が、首を吊った姿なんて、絶対、嫌です!」(FGI-3:Jさん 母親を縊首で亡くした息子)

「私は(中略)『(親の自殺は)子どもにとったら(親からの)最後の虐待やなあ』と思うことがあるんですよね。血まみれの自分の遺体を子どもに発見させる。別に『(自殺した親が)発見しろ』と言うた訳じゃないけども、子どもが発見せざるを得ない状況の中で、そういうことを行なってしまう、とか、子どもに死んだ最期の姿を見せなくちゃいけない状況を作るとか…(後略)。」(FGI-1:Aさん 父親を縊首で亡くした娘)

「私、中学の時に、母が自殺未遂したでしょ。だから、その時からずっと『母が自殺するんやないかな』っていうのが常に1日たりとも頭を離れなかつたのね。だから、その母が『自殺した』って連絡が来た時に、『えっ』って愕然とする自分と、『あっ、やっぱりな』って思う自分と、あと、それを気にして生きていかなければならぬ自分と決別できた自分、解放された自分を感じたのね。だから、(中略)母は、すごい私のことを可愛がってくれたけれども、(私は)普通だったら負わなくていいことを追わされてるし、母が自殺未遂したっていうのは、私はすごくやっぱり自分の中で持つてたし。ある意味、すごい虐待やなって思つます。(中略)正直、(母が自殺で亡くなつて、安堵して)ホッとする自分っていうのもある、すごく(母に対して)申し訳ないんだけど。」(FGI-1:Bさん 母親を縊首で亡くした娘)

「私は、要は警察に行って、(亡くなつた父親が)入

水自殺だったので、『若い女の方は、見ないほうが良いですよ』って言われちゃつたから、直接そうやって言われたので、ちょっとそこで(どうしようかなと)考えて…(結局、父親の遺体を見る機会を逸してしまつたのですが)。(中略)(当時、私は20歳代前半で成人)してますね。その時は、それでも、きれい(な父親の記憶)…遺体の様子を見てないから、後々は(亡くなる)前の父親の姿しか出でこないじゃないですか。(生前の)良い時の(父親の)状況とかしか(記憶に)なかつたから、良かったと言えば良かったのかもしれないんですけど…。その後に、たまたま(中略)(数年)後に母親が(中略)(自殺未遂をし)た時に、たぶん一緒にその(父親の遺体確認の)場に行つていらない自分という、(中略)母親は(遺体の)確認をしていますけど、そこに一緒にに行けなかつた自分っていうのが、あそこで何か気持ちが違つちやつたかなとか、それをすごく思つたんで。(じゃあ、実際に父親の遺体を見ていたらどうかって分かんない、その場にいないと分かんないんですけど。でも、あそこで(私も現場に)行ついたら、もっと、(自殺未遂をした母親と)同じ視点で(いられた)というか…。そもそも、子どもと配偶者だから(遺体を見た時に受ける衝撃や感じ方は)違うとは思つんですけど、でも、(遺体を見なかつた時よりも)何か違うふうに取れたんじゃないかなって思ったところが強かつたので…。(私が現場を)見なかつた、現場にいなかつたのを後悔したっていうのは、そういうことからなんんですけど。」(FGI-2:Fさん 父親を入水で亡くした娘)

「クリスチヤンだったので、その当時。それで教会に行ってたんですね。(中略)その牧師さんに自分の悶々とした思いを聞いてもらいたいというか、相談したいなと思って、その教会の先生に申し出たんですね。(中略)それで行つたら、牧師さんが忙しい先生で…。忙しそうに『話をするなら、早くしてくれ!』みたいに言つたのが、すごく傷ついた思いがあるんですね。だから、なかなかそういうことについて話しをするって難しいですね。(中略)本当に心に傷を持っていると、この人には話せるとか、この人には話せないとか、本当にそういう(話そうとする側から相手を)見る目というのがあると思いますね。」(FGI-2:Gさん 母親を縊首で亡くした息子)

(4)【遺された親が子に、親が自殺で死んでしまつたのだと  
いう亡くなり方を直接教え伝える】についての語りの例:

「(親の死の事実を直接伝えてほしかつたのは,)それはやっぱり(遺された)母(から)ですね。(中略)ちゃんと子どもと向かい合つてほしかつた。(中略)脳出血だよつ

ていう（ふうに死因を開かされた）のと、（中略）死んだという日と、書いてある日にちが違ったり、お葬式の間から、何か、おかしいよなって。（中略）（それ以降は）そのまま、その（伝えられない）状態のままですね…。なので、私は（遺された母）親への恨みは、とても持っています。今も母に対しては、恨みというか…、出来なかつたんだろうと、能力がなかつた。母自身が（夫の自殺を子にどう伝えたら良いのかという）情報を持つていなかつたというあたりもありますね。きょうだいで知らなかつたのは、おそらく私だけで、（中略）（きょうだいは）現場にいたので知らざるを得なかつたんですが、私は（外出先に）行つていったので、そのまま（母は私に）知らせないでおこうということで（知らせなかつた）。本来、（中略）子ども同士で『怖かったね』と言えるところからも外れてしまつているという感じですかね。（中略）自死遺族の会、遺児の会に来てる方たちも、そういう方はとつても多いですね。子どもだから置いておかれて、遺児としてまだ本当に小学生だつたり、もっと小さかつたり。記憶として、線路は覚えていんだけど、ある日お母さんが死んだけど意味が分からない。ずっと自殺とも聞かされないまま、何となく会に来られて、『一度、おばさん聞いてみたらどうですか？』って言つたら、大人になって自分が生きづらさを感じて、何だか分からぬけど、とりあえず、何十年も経つてると、おばちゃんに聞きに行つたら、『本当は自殺やつたのよ』っていうことを（教えられて）（中略）とか、そういう（死別から何十年もの年数が経つた）年代の方たちも一杯おられるのでね。真実をやはり、子どもは分かりますから、きちんとその先を生きしていくためには、歴史として事実を。何も感情を一杯入れて言う必要はないで、『残念やつたな、こうだったのよ』ということを、ちゃんと伝える必要があるよなと思いますね。」（FGI-1: Aさん 父親を縊首で亡くした娘）

「（母の遺体の身元確認を行つた親戚の）おじさんから聞いた話なんですが、本当に顔がきれいだけど腹部切断だと、まともな遺体じゃなかつたと。当然、子どもは見ちゃだめだよっていうんで、私は（遺体が納められた棺の）箱しか見ていないんです。（中略）私はやっぱりどんな子どもであつても、（親が）死んだという事実は、誰よりも早く、子どもであれば、（中略）知る権利があるし、知らなければいけないと思うんです。とても辛くても、きちんと分かる範囲で良いんですけど。例えば、『（お母さんは）どうしても辛くて（中略）（鉄道会社）の列車にひかれて死んだんだよ』でも良いんだけれども。簡潔で、そんなに

細かいこと要らないけれども、それはやっぱり伝えてほしかったと思いますし、そこに（きちんと親の死の事実を伝えられなかつたことに・引用者補注）すごい怒りもあるんですね。（中略）最後のお別れは、（そのお別れ自体が）やっぱり一番の情報で、本当に死んだんだという最後のお別れが、私は情報というか、大人が子どもに提供するものだと思います。どんなに辛くても、最後の顔も見られない、『さよなら』も言つていない、お骨だけ拾つたって、本当に実感がなくて。（中略）誰も棺の窓は開けなかつたんです。遺体を見たのは父とおじだけなんです。ほんと損傷が激しいから、顔はきれいだけど、だめだという1つ（一点張り・引用者補注）で。それはやっぱり、結局、死を…、（母の顔を）見たからって受け入れられるか分からんだけれど。それはやっぱり、誰かがちゃんと『（お母さんと）お別れしなさいよ』ということが、きちっと…（なされなければならないと思います）。」（FGI-3: Lさん 母親を飛込みで亡くした娘）

（5）【各種発信媒体の活用】についての語りの例：「（遺族の体験に関する）本の存在とか、（中略）1人で何か証言されていた男の人の（テレビの）ドキュメンタリー（番組）とか。（中略）やっぱり、自分だけじゃないんだっていうことは…。（中略）その存在は、結構、大きかつたかもしれないですね。」（FGI-3: Iさん 父親を縊首で亡くした息子）

「今は情報を取ろうと思ったら、結構、何でも取れる状況で、たぶん相談するのはそれぞれで、いろんなところが恐らくあるんだと思う。（中略）その情報がなかなか本当に必要としているところに上手に入つてこないというか。たぶん、若ければ若いほど、結構、取りやすいのかな、パソコンとかの扱いで取りやすいのかなと思うけど、それが使えなければ、それなりに制限されてきちゃうし。」（FGI-2: Fさん 父親を入水で亡くした娘）

「インターネットをみんながみんな見る訳じゃないから、極端な話、これ（遺族向けの冊子の内容）をね、携帯（端末機器）で（情報提供を）やられたら、私ら老眼鏡で（見なければならなくなる）。」（FGI-1: Bさん 母親を縊首で亡くした娘）

【親が動けず親戚からの助けが必ずしも得られない中で、子がやらなければならなかつた】についての語りの例：「（父）親がいなくなつたのと同時に、お母さんが子どもになつちやつたので、すべて私に覆いかかってきちゃつて。（Lさんも）言われてましたけど、自分がおかしくなつたら、もうどうしようもできないというのがあって、相談（に行つ

て正直な気持ちも言いづらいし) …。(中略) 父親が亡くなつたことよりも、母親のほうが面倒くさかったんですね。(中略)(母親の)精神病がすごくて、何回、自殺未遂をしたか分からんんですねけれども。(突然) いなくなつて…。そういうなんですかね…、母を見てくれる人じやないんですけど。そういう、もうちょっと安心して、私が、(死別後の諸手続きや家事などの)やらなければいけないことっていうのを、もうちょっとこう、なんか…。本当は、親戚が(死別後の諸手続きなどを)やらなきゃいけないんだろうけど。自殺で親を亡くしたりとか、自殺で誰かを亡くすと親戚関係が悪くなるところって一杯あるので…。」  
 (FGI-3: Kさん 父親を練炭で亡くした娘)

【親が動けなければ代わりに子が動くしかない】についての語りの例：「母親が動ける状況じゃないというか、もう混乱しちゃってるから、余計子どもがやらないと。当時、私と母親と父親の3人で暮らしてたので、(中略)生命保険の話とか、そういうの全部(他の家族が)できない(状況だった)から。(中略)生命保険に電話したりするのも『原因は何ですか?』って絶対に聞かれますよね。『自殺なんです』って言うと、『それは、(保険金が)下りないかもしません』みたいなやりとりが…。母がそれを聞きたくないというか、『(電話を)かけられない、言えない』と言うので、(私が代わりに)やってたりしたんで。『あ～、これは結構つらいな』っていうか、全部しやべんなきやいけない…電話先の知らない人にしゃべんなきやいけなかつたりだと…。(後略)。」(FGI-2: Fさん 父親を入水で亡くした娘)

【頼る人がいないと、どうしようもなくなる】についての語りの例：「何ヶ月以内にやんなきやいけないってことはすごく多いんですよね。(中略) 親戚とかに親切な人がいて、詳しい人もいて、教えてくれれば良いんでしょうけど。親戚も離れてるだとか、頼れないとかってなつたりすると、なんかどうしようもない感じになっちゃいますよね。」  
 (FGI-1: Dさん 母親を縊首で亡くした息子)

#### 4. 考察

##### 4-1. 情報提供について望まれた(a)時期・(b)実施者・(c)情報・(d)方法についての考察

###### 4-1-(a). 情報提供の時期についての考察

望まれた情報提供の時期として、(1)【自殺と判明した時】以降の時期において、(2)【各関係者が遺族の対応をした時】に、情報提供が実施されることが求められた。

また、(3)【遺族が必要と感じた時】に、子どもだからといって、実際に起きた事実や故人のマイナスの事実すらも隠すことなく、故人に対する良いイメージが崩れてもいいので、子どもが疑問に思い質問したその都度に、故人について知っているありのままの事実を教えることが強く求められた。さらに、未成年の時に親を亡くした子から、【直後に遺された親と話した時にすぐ】と【遺体が運ばれて来た時からお通夜の前までに】が挙げられたが、これらはいずれも、親が自殺で亡くなった事実について、遺された親から、直接、子に伝える時期として挙げられた。当時、中学生であり、父親が脳出血で亡くなったと教えられたAさんは、「(外出先から家に)帰った時にすぐ言ってくれたら良かったのにな」と振り返り、父親が自殺で亡くなった事実を言ってくれなかった母親への深い恨みがあることを吐露した。また、当時、小学6年生であり、母親が列車にひかれ腹部切断のため、詳しい事実を知ることも叶わず、母親の棺の箱しか見せてもらえなかったLさんは、遺体が来たその時から、お通夜の前までに、亡くなった母親の自殺の詳しい事実について、遺された父親からの説明があれば、親戚の憶測話に傷つくこともなかつたし、近所の人のうわさ話に苦しみ人間不信に陥ったりすることもなかつた、と振り返った。さらに、子を持つ親の立場の遺族と関わる機会が多いKさんも、「(遺された親が)言えなくなっちゃうんですよね。時間が経てば経つほど」と述べた。つまり、葬儀以降には、遺された親が子に自殺だったと伝える機会がなくなってしまい、ずるずると自殺の事実の告知が遅れ、そのままの状態になってしまう恐があることが示唆される。

また、未成年の時に親を亡くした子から、【忌引が終わり学校に登校した時】が挙げられた。母親の自殺現場の第一発見者となったJさんにとって、わずか1週間程度の忌引が終わり、学校への登校を再開することは非常に大きな負担であった。ましてや、登校後に教室に入っていく時の負担感は、一段と大きく沈鬱なものであり、抵抗感を伴うものであった。だからこそ、学校に登校し教室に入る前に、その時の感情や考えていることを聴いてもらえていたら、気分が和らいで救われていたのではないか、と振り返った。FGI-3において、Lさんも同様の発言で強い賛意を示し、Iさんも共感を示した。しかし、Kさんはカウンセラーから傷つけられた自身の体験から反対の意を表し、カウンセラーから「君、頑張っているね」と言われたことに対し「そんなのは、要らないんだよ!」と思ったことを振り返り、「スクールカウンセラー

とかって、そういう（余計なことを言う）人たちが多いと思うんですけど…。」と述べ、カウンセラーに対する不安な心境と共に、明確な不信感を表明した。それに対し、Lさんも、もしかしたら私もカウンセラーを拒否するかもしれないが、そうやって拒否する私も分かっておいてほしい、と要望した。つまり、カウンセラーや担任の先生を始めとする教職員は、登校した子どもに対して、子どもが語った内容や行動に対する評価をするような言葉を投げかけるよりも、今、その時に子どもがどう感じているのか、また、何を思っているのかについて、子どもが脅威を感じないような落ち着いた空間で優しくゆっくりと問い合わせ、子どもが内側で一身に抱え込んでしまっている緊張感や恐怖感に耳を傾け、子どもが置かれた境遇に対する共感の気持ちを持って接する姿勢が求められていると言える。また、その時に、たとえ、子どもが関わりを拒否したとしても、その後の関わりの全てを拒否している訳ではない、という子どもの繊細な心境に対する理解と度量の広さも求められる。加えて、重要なこととして、日頃から、子どもとの良好な関係を形成しておくことが望まれる。そのような良好な関係が、いざという時に真価を發揮し、子どもへの救いの手立てが、真に子どもの心に届くものになると考えられる。

#### 4-1-(b). 情報提供の実施者についての考察

望まれた情報提供の実施者の(1)【遺族のもとに駆けつけ、やるべきことを整理・調整してくれる人】については、FGI-1では、遺族の要望に応じ駆けつけて、やるべきことを交通整理してくれる【遺族相談員】のような人として語られ、FGI-1の全員が積極的に意見を出し合い、その必要性を認めた。具体的には、警察や病院、学校などが自殺が発生したことを知り遺族相談員に伝えた時や、遺族相談員が遺族から相談の電話を直接受けた時などに、遺族相談員が応対し、遺された親から子どもに自殺の事実をすぐに伝えた方が良いことや、葬式をどこでしたらいいのか、借金があるのかどうか、手続きなどやるべきことは何か、家族を丸ごと受けとめて家族調整してくれる場所はあるのか、などといったことについて、遺族に優しく教えたり、電話で状況を確認したりしながら、困っていることに応じて一緒に対処することが望まれた。【遺族相談員】の担い手としては、近所の人ではなく、程良い距離のあるプロの人（保健師やソーシャルワーカー、或いは、先に同じ経験をした遺族など）が望まれた。続いて、FGI-2では、【付き添ってコーディネートして

くれる人】として語られ、FGI-2の全員が積極的に討議し、賛同した。具体的には、遺族がSOSを出した時や、独りでどうしたら良いか分からなくなってしまった時などに、職業的・義務的にしようとする人ではなく、この人に話しても大丈夫と思えるくらいに本当に信頼できる人が、役所の届け出や相続、生命保険の請求など期限が決まっているものについて、手続きと一緒に動き助けることが望まれた。

さらに、FGI-3では、【個別支援でアドボケートできる人】として語られ、FGI-3のLさんを中心に討議され、Jさん、Kさんが賛同し、Iさんも共感を示した。具体的には、個別の遺族の状況に応じて必要な時に、先に経験した遺族や葬儀社などが、個別の遺族の状況に応じた情報提供を実施し、手続きなどを一緒に進めてくれたり代行してくれたりすることが提起された。担い手としては、先に経験した遺族がこの役割を担うことが出来れば一番良いが、葬儀社がやるもの一法で、その場合には有料の業務として請け負うことが望まれた。

しかし、その反面、FGI-2では、Eさんが、「(そういう人が) いれば良いと思いますけど。(でも) 向こうから(いきなり) 来られてはね…。」と困惑したように、いきなり家に来られるのではなく、そういう役割の人がいるということを予め情報提供された上で、遺族がそれを利用するかしないかを選べるようにしておくことが重要であると考えられる。

(2)【警察】については、現場に駆けつけた時や、警察署で自殺だと判明した時に、現場担当者から、遺された子に対して、すぐにやる必要のある手続きに関する情報などの遺族に役立つ情報が記載されたパンフレットやリーフレットなどの紙の媒体を予め用意しておき、「ここに連絡をしたら、いろいろと教えてくれますので、何かあつたら連絡してみてください」などの一言を添えて手渡しすることが望まれた。しかし、FGI-2では、警察が情報提供の実施者になることに対する反対意見が出された。この反対意見は、EさんとHさんを中心に語られ、既に、大倉（2012: 122）が語りを引用し報告した。この反対意見について、大倉（2012: 121-127）は、警察が遺族を犯罪者として疑った直後に支援を実施することに対する不安感が遺族から語られたことを紹介した上で、警察は犯罪捜査が責務であると同時に、現場にいち早く駆け付けることのできる癒しと情報提供の専門家でもあることから、警察が自死遺族支援を実施する際には、遺族のこのような不安感に十分に配慮した上で、警察が遺族を加害

者として見なす態度が遺族を心理的に大きく傷つけることがないよう言動には細心の注意を払うと共に、遺族に対し常に敬意を持った接遇が求められることを指摘した。

(3)【葬儀社】については、葬儀時や葬儀が終わった時などに、葬儀担当者から、借金の相続放棄の方法や死別後にやるべきことの一覧表などの遺族に役立つ基本的な情報が明記されたパンフレットやリーフレットなどを負担にならない程度の説明と共に手渡すことが望まれた。

(4)【遺された親】が情報提供の実施者として全てのグループで共通して挙げられたのが、際立って特徴的であった。FGI-3のLさんは、「一番、(母が自殺で亡くなつたという事実を私に)伝えてほしかった相手は、父です」と述べ、遺された父親が自ら、娘に母親の自殺による死の事実を伝えることを強く望んだ。Lさんは、具体的な伝え方にも言及し、「親族が無理であれば、それはそのときの背景にもよるんだけれども、第三者でもいいんです。もう、極端な話、それこそ職務関係者でもいいです、警察でも。とにかく、きっと、何月何日に、あなたのお母さんは、どこどこで汽車にひかれて死んだんだよと、それだけでいいんです。もう死んでしまったんだよという。きっと、いつ、どこで、どんなふうに(という説明)が入った形で。」と強く訴えた。Lさんは、母親の自殺について、父親からの説明を受けていない。母親の遺体との対面によるお別れも果たしていない。その憤懣やるかたない思いが、「親が伝えられなければ、警察でも良い」という訴えに繋がっている。しかし、この場合、親の死因を警察から子に伝えることが望まれているというよりは、「本当は、警察ではなくて、お父さんから伝えてほしい!」という思いの表れであると考える方が自然である。仮に、遺された親が我が子に死因を伝えていなかったとしても、それを代わりに警察が伝えるというのは、現実的にも困難であると思われる。このように、子どもは、遺された親から、亡くなった親の死について、子ども自身に直接語りかけられ、親自身の言葉で説明されることを強く望んでいると言える。しかし、実際には、死別直後に小学6年生の女の子であったLさんに対して父親が事実を伝えなかつたのは、妻の自殺という悲痛な惨事の中にありながら、その辛過ぎる事実を幼い我が子には伝えないでおくという手厚い配慮ときめ細やかな心遣いの結果であったと言うべきである。そして、それが、幼い我が子への深い愛情からとられた言動であったことは、想像に難くない。つまり、親が、我が子を愛するが故に、最大級の配慮と心遣いを以て、我が子に「親の自

殺の事実を伝えない」という選択をしがちであるということこそが、この問題がなかなか解消されていかない原因の根幹に位置付けられる課題であると思われる。

FGI-2と3で、【病院】からの情報提供が望まれた。まず、FGI-2と3で共通して語られたのは、死体検案医・解剖担当者からの情報提供についてであった。具体的には、FGI-2においては、父親を入水で亡くしたFさんと、父親を縊首で亡くしたHさんから語られ、母親を縊首で亡くしたGさんも共感を示したが、自宅で母親の自殺現場に遭遇したEさんは反応が不明であった。求められた情報提供の方法として、ただ検死をするだけでなく、うつ病やそのような精神状態になるかもしれないという遺族向けの体調変化に関する説明をするなど、遺族に役立つ親身な声掛けや対応が状況に応じて柔軟になれることが求められた。このことについては、既に、大倉(2012:100-102)においても指摘されているが、検案や解剖が終了した後の遺族への説明不足などの不適切な対応の改善が求められており、死体検案医・解剖担当者には、遺族に対して自らが執り行った業務に関する説明を遺族が納得できる形で実施することに加え、目の前の遺族に役立つと思われる声掛けや対応などが臨機応変になれることが期待されていると言える。また、FGI-3においては、母親を飛込みで亡くした娘であるLさんのみから語られ、Iさん、Jさん、Kさんの反応は不明であった。同じ未成年の時に親を亡くした4名であるが、Iさん、Jさん、Kさんがそれぞれ高校生の時に親を亡くしたが、Lさんだけが小学生の時に親を亡くしたことも関連があると思われる。Lさんは、検案・解剖を担当した医師から、検案書を遺族に手渡す時に、検案書に記載された死因や内容についての補足説明がなされるのと同時に、補足説明の一覧と一緒に紙で渡されていれば、後からそれを反芻して何度も何度も見直すことができた、と振り返った。つまり、検案書とは別に、遺体の傷や損傷の状況や現場の状況などに関する説明文書の発行が求められた。現実的に、全ての遺族に対し、そのような説明文書の発行が必要とされるのかどうかについては、本研究のみでは断定的なことは言えない。しかし、少なくとも、Lさんの場合、当時、小学6年生であった上に、母親が鉄道への飛込みを図り遺体の損傷が激しかつたこともあり、遺された父親からの直接の説明もなく、母親の遺体との対面も一切させてもらえなかつた。このように、事実を伝えられず、母親が本当に亡くなつたのかどうかを確認することも許されなかつたLさんにとって、死体検案

医・解剖担当者が業務上、知ることになった事実についてさえも、わらをもすがるような思いで欲していたに違いない。

さらに、FGI-2において、救急搬送された後で、事情を詳しく知ることになる救急医や精神科医、看護師、受付職員のいずれかから、やるべき手続きの具体的な方法や相談機関、うつ病の知識などが一通り載っているパンフレットを予め用意しておき、「眠れそうですか?」、「カウンセリングなどについて、この誰に電話したら良いですよ」などと声掛けしながら、体調面の介抱と手当てを開始しつつ、それとなくパンフレットなどを手渡すことが求められた。このように、救急病院のこれらの職員からの情報提供が望まれた理由として、病院であれば、自殺で亡くなったことを知った状態で接してもらえるため、自殺で亡くなったことを改めて説明する必要がないことが挙げられた。加えて、死別後に精神科に受診した際にも、事情をよく知ることになる精神科医や看護師、受付職員のいずれかから、遺族向けの支援グループや遺族同士の分かち合いの場所や連絡先など、精神科における診療以外に遺族が利用できる癒しの資源に関する情報の提供が求められた。精神科に通っている遺族にとっては、精神科に通う以外は日々の日常に追われがちであると考えられることから、満足な情報に辿り着けていない可能性がある。このような状況において、定期的に通院している精神科の医師を始めとする病院職員から、遺族が生活する地域における癒しに繋がる場について積極的に情報提供することは、癒しを求める患者の真の求めに叶う支援になり得るものと考えられる。

FGI-1と2で、【役所】からの情報提供が望まれた。FGI-1では、死亡届の窓口担当者から、遺族に役立つ基本的な情報が記載されたリーフレットや、【遺族相談員】のような人の連絡先が明記された名刺などを予め用意しておき、「具体的でなくても何でも良いので、不安な時や困った時にはお電話してください」などと言って手渡してほしい、との要望が挙げられた。FGI-2では、役所に訪れた際に、役所のコーディネーターのような人が、どの窓口でどのような手続きをしなければならないのかについて親身に応対し、最初に問診票のような用紙に書けば口頭で話す必要がなくなるような書式を予め用意しておき、人がたくさんいるオープンスペースで遺族が「自殺で亡くなった」と何度も話さなくても良いように配慮することが求められた。

FGI-1と3で、【学校の先生】からの情報提供が望ま

れた。想定された通り、未成年の時に親を亡くした子から活発に意見が出された。期待された役割は、主に3点であった。第一に、自殺が発生した直後に駆けつけ、教え子に「怖かったね」などと声掛けしながら擁護し、遺された親が健在な場合には、遺された親に寄り添いながら、教え子の親が自殺で亡くなつた事実について、「お子さんには、親御さんが自殺で亡くなつたということは隠さず本当のことを伝えましょう。隠しておくのは、お子さんが傷つきますので」などと言って、遺された親が子に本当のことを言えるように促し支えることが求められた。これは、FGI-1のAさんから語られ、Bさんが共感を示したが、当時、高校生だったCさんと、大学生だったDさんの反応は不明であった。Aさんは、父親を亡くした当時は、中学生だった。父親の自殺の事実を一切教えてくれなかった母親への深い恨みがあり、いろいろあった末に母親とは縁を切り、今、母親がどうしているのかは分からぬ状況であった。Aさんは、死別後も永く続くこのような辛い経験があつたことから、自殺発生直後に母親に本当のことを言うように諭す人が駆けつけてくれていれば、どれだけ良かっただろうか、と冷静に振り返った。そのため、実際に、教員がこのような役割を果たそうとするためには、日頃から教え子とその保護者との良好な関係が構築されていなければならないと考えられる。また、学校に、自殺で親が亡くなつたとの一報が入り、教え子の自宅に向かおうとする際には、突然の親の死のために家族中が大きな衝撃を受け、悲しみに暮れ、大混乱に陥っている状況であることを重く受けとめ、到着後には瞬時に状況を察知し、土足で上がり込まないような慎重さと共に、全神経を研ぎ澄ませた共感の姿勢が求められる。第二に、忌引が終わり学校に登校した時、または、遺された親が学校に挨拶に行った時に、学校の先生が、子どもへの影響や養育方法、家族のことを相談できる場所、あしなが育英会など子ども向けの分かち合いの場や奨学金などに関する情報が掲載されたパンフレットなどを予め用意しておくのと同時に、それらの情報を説明できるように備えておき、遺された親に対し適切なタイミングで傷つけないよう配慮した上で「見られる時で良いですので、これも見ておいてくださいね。こういうところもあるんですよ」などと言ってパンフレットを渡しながら説明してほしい、との要望がAさんとDさんから挙げられ、BさんとCさんも共感を示した。第三に、事前に死を教えていないから直面した時に心理的な衝撃が大きいので、教えずにどつぼに落とすのではなく、

親に死なれる前に、生と死についての知識や教養について、親や自分の死を考える疑似体験の授業をするなど、もっと生々しい人間を見せてほしい、との要望が FGI-3 の J さんと K さんから挙げられ、L さんが強く賛同し、I さんも共感を示した。

FGI-1 で、【弁護士】と【司法書士】からの情報提供が望まれたが、FGI-1 のみに特徴的な語りであるとは言えない。C さんの家庭では、諸手続きには遺された母親が主に動いたが、亡くなった父親の借金が残り、すぐに返済しないといけないと思ったので返済を済ませた。しかし、故人のお金も生命保険もゼロになり、むしろマイナスの状態になった。そのため、C さんは、相続放棄の制度について、借金があると分かってから 3 ヶ月しか期限がないが、相続放棄しても生命保険は受け取れるということが事前に分かっていれば相続放棄を選んでいたのに、と悔やんだ。また、母親が借金を残して亡くなった B さんも、「相談は弁護士会へ」或いは「相談は司法書士会へ」だけでなく、家庭裁判所で無料で親身な説明を受けながら自力で相続放棄の手続きができる場合も多いので、弁護士、司法書士が、遺族が自力で手続きできるような情報を平素から発信することを望んだ。続けて、B さんは、弁護士、司法書士に対する要望として、故人が借金を完済していたのにもかかわらず借金の取り扱い業者から生命保険金目当ての返済請求書が届くこともあり、よく分からぬ遺族にとっては借金の取り立てへの怖さが先に立って生命保険金で支払いを終わらせようとしてしまうこともよくあるため、引き直し計算などすごく大変な作業だが、過払いの状態であるかどうかをきちんと調べ、遺族に情報を提供してほしい、と語気を強めた。さらに、B さんは続けて、遺族が、「故人に借金があるのを知らなかつた。全然、心当たりがないし、手掛かりもない」という状態で、どこに故人の借金の残額について問い合わせて確認をしたらいいのかも分からぬことが多い中で、たとえ故人の借金の返済が過払い状態であったとしても、遺族がその事実を知らずに支払ってしまう恐れがあることを指摘した上で、【故人の借金の状況を知る情報センターア】から、借金の有無について、一目瞭然で一括してプラスの財産もマイナスの財産も総額が分かるような情報がもっと簡便な形で遺族に提供されるような仕組みがあれば、遺された者が故人の大切な財産を不当に取られることなく守ることが出来る、と切実に訴えた。

FGI-2 で、【救急隊】が単独で挙げられたが、FGI-2 のみに特徴的な語りであるとは言えない。E さんは、救

急隊による情報提供について、救急病院に搬送され死因が自殺であると確定した後で、それとなくパンフレットなどによる情報提供も可能ではないかと提起した。しかし、FGI-3 では、救急隊が情報提供することに対する反対意見も出た。縊首した状態の母親を発見した J さんは、「本当に理性も多分、働いていないんで、『目の前にいるお母さんを助けてくれ！』とか、そういう感情の方が先に来ていて…」と振り返り、また、K さんも、「(救急隊が情報提供をすることは,) その時点で死んだことを認められているみたいな…。『(それよりも,) 助けてよ！』って思う」と訴えたように、救急隊は死別後の情報提供や支援に注力するよりも、緊急時に現場に駆けつけ救命処置を施すことができる専門家として、救命処置に全力を挙げることが何よりも求められていると言うべきかもしれない。

FGI-3 で、【学校の総務課・学生課】が単独で挙げられ、FGI-3 の全員が強く賛同した。特に、高校・大学で、生徒・学生が退学届を出しに来た時に、総務課や学生課などの担当者が、使える奨学金制度や中退しないで済む方法についての説明資料を予め準備しておき、「もし差し支えなければ、こうやっていろいろできる奨学金制度がありますがどうですか？」などと紹介したり、使える奨学金がなければ新聞配達をするなどのアルバイトをするなどの手立てと一緒に考えたりしてほしい、との要望であった。FGI-3 で単独で挙げられた【担任の先生よりも距離のあるカウンセラー】の考察については、4-1-(a)の【忌引が終わり学校に登校した時】の考察を参照されたい。

#### 4-1-(c). 提供してほしい情報についての考察

提供してほしいと望まれた情報については、(1)【親が自殺で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい内容】、(2)【自死遺族向けの分かち合いの場】、(3)【うつなど精神的にしんどい時の対処方法】、(4)【期限のある手続きや、やるべきこと】、(5)【相談機関の場所や連絡先】が 3 つのグループで共通して挙げられたが、その中でも、特に、(1)【親が自殺で亡くなったという事実や亡くなり方の詳しい内容】について、D さんは、「今、お聞きして思ったのが、そもそも『死因』っていうのも、遺族に知らされていない場合は情報と言えるんだなと思って、そこをすごく考えさせられました」と述べた。このように、遺された子にとって、亡くなった親の本当の意思については亡くなった本人に直接聞かなければ分からぬのだとしても、どのような最期を遂げたのかという死に

方と、そこに至った経緯については、故人の配偶者である遺された親や、その現場を実際に見た人、さらには、その経緯の詳細を見聞きした関係者は知っているのであり、親を亡くした子は、遺された親や関係者などから、親の死因に関する事実やその詳細な内容と経緯についての全てを知りたいと考えていた。このことについては、次の4-1-(d)でさらに議論を深めたい。

**【中退しないで済み、進学も検討できる奨学金の情報】**については、4-1-(b)の【学校の先生】と【学校の総務課・学生課】の考察を、また、**【借金の総額や相続放棄の方法に関する情報】**の考察については、4-1-(b)の【弁護士】と【司法書士】の考察をそれぞれ参照されたい。

#### 4-1-(d). 情報提供の方法についての考察

望まれた情報提供の方法については、まず、(1)【リーフレットや冊子を手渡し、負担のかからない程度の説明をする】、(2)【必要な人に対し死別後の煩雑な手続きと一緒に進めたり代行したりする】、(3)【決められた業務だけでなく、遺族の苦しさに配慮した親身で手厚い対応】が求められたことに関連して、誰が死別後の諸手続きに動いたかについての結果において、FGI-1では、【頼る人がいないと、どうしようもなくなる】が、故人と同居していた大学生のDさんから挙げられ、自分で死別後の諸手続きを進めた40歳代だったBさんが共感を示したが、死因を一切教えてもらえなかった中学生のAさんと、母親が単独で死別後の諸手続きに動いた高校生のCさんの反応は不明であった。また、成人後に親を亡くしたFGI-2でも挙げられた【親が動けなければ代わりに子が動くしかない】については、亡くなった母親と同居し既に父親も他界していたEさん、母親と一緒に死別後の諸手続きに動きながらも母親が動けず自分が動くしかなかったFさん、母親と一緒に死別後の諸手続きに動いたHさんの3名を中心に活発に議論された。また、故人とは別居していたGさんも共感を示した。そして最後に、未成年の時に親を亡くしたFGI-3でも、【親が動けず親戚からの助けが必ずしも得られない中で、子がやらなければならなかった】が、遺された母親が精神障害のため動けなかった高校生のKさんから挙げられ、母親の縊首現場を発見した高校生のJさんと、母親の自殺に対する親戚からの苦言に悩まされた小学生のLさんが共感を示し、当時、大学受験を控えていたIさんの反応は不明であった。つまり、死別後の諸手続きを遺された親に代わって行なわなければならなかった子や、遺された親が死別後

の諸手続きに動くのを支えながら一緒に手伝った子らの切羽詰まった様子がうかがえる。さらに、詳しく見ていくと、40歳代だったBさんは「うちの場合は、たまたま家に主人がいてくれたので、主人は比較的、冷静な人なので」と、配偶者からの助けが得られたことを振り返った。また、50歳代だったEさんは「先に父親をずっと前に亡くしておりますので、その時も手続きを私がしましたので、(母が亡くなった時には)そんなに苦労はなかったです」と語られ、死別後の諸手続きが初めてではなかったことを付け加えた。さらに、30歳代だったHさんも「仕事上で(中略)大体こういう手続きが必要なんだなというのは、実は先に知っていたので」と語られた。このように、年齢が増していくにつれ、当然、就職後の業務の中で手続きの仕組みの一端を知ったり、結婚し配偶者からの助けが得られるようになったり、さらには、先に亡くなった家族の死別後の諸手続きを既に経験していたりする中で、死別後の諸手続きに対する困難感も和らいでいく可能性はある。

しかし、それでもなお、当時、未成年だったか成人だったかを問わず、死別後の諸手続きをする際の重い負担感と差し迫った切迫感が活発に議論されたことを考慮した時、次のような提起をすることができる。つまり、遺された親が動けないように見受けられたり、遺された親が死別、或いは、離別などで不在であったりする場合には、遺された子が死別後の手続きに動く必要性に迫られるであろうことは容易に推察されるため、死別後にかかる関係者が、ここでは特に遺された高校生や大学生などといった未成年や成人の子に対し、リーフレットや冊子を手渡しながら負担のかからない程度の説明をしたり、必要な人には死別後の諸手続きの一部、または、ほとんどを代行する提案をしたりするなど、決められた業務以外の親身で手厚い対応が求められていると言える。

なお、(2)【必要な人に対し死別後の煩雑な手続きと一緒に進めたり代行したりする】については、上記の他に、4-1-(b)の(1)【遺族のもとに駆けつけ、やるべきことを整理・調整してくれる人】の考察も参照されたい。

さらに、(3)【決められた業務だけでなく、遺族の苦しさに配慮した親身で手厚い対応】、(4)【遺された親が子に、親が自殺で死んでしまったのだという亡くなり方を直接教え伝える】について、親の自殺が発生した後で遺された子が悩まされることになる苦しさの最たるものを探して提示し、それに対する周囲の者が取るべき親身で手厚い対応について要点を記したい。

表3. 自殺発生から火葬前までの間における子が置かれた現状を把握する際の3つの要素

分類番号	現状を把握する際の3つの要素 遺された子が置かれた状況	第一段階	第二段階	第三段階	該当する対象者の記号
		1. 現場にいたか? 〔自殺発生直後の所在〕	2. 自殺だったと教えられたか? 〔事実の伝達状況〕	3. 遺体との対面を果たしたか? 〔故人との対面による別れの場の有無〕	
①	現場で実際に遺体を見た子 (第一発見者となった子と、後から現場に駆けつけた子)	いた	自分で見て知った	果たした	D, E, J
②	現場におらず、 自殺だと教えられ、 遺体との対面も果たした子		教えられた	果たした	B, C, G, H, I, K
③	現場におらず、 自殺だと教えられたが、 遺体との対面を果たせなかつた子	いなかった		果たしていない	F
④	現場におらず、 自殺だと教えられなかつたが、 遺体との対面は果たした子		教えられなかつた	果たした	A
⑤	現場におらず、 自殺だと教えられず、 遺体との対面も果たせなかつた子			果たしていない	L

表3に示したように、自殺発生直後に遺された子が置かれた状況については、もちろん、この分類が全ての事例を網羅できる訳ではないと思われるが、少なくとも本研究においては、「1. 現場に居合わせたか否か」、「2. 自殺だったと教えられたか否か」、さらには、「3. 遺体との対面を果たしたか否か」という3つの要素に着目した場合、対象者12名を下記の5つに分類することができた。

① 現場で実際に遺体を見た子(第一発見者となった子と、後から現場に駆けつけた子)、② 現場におらず、自殺だと教えられ、遺体との対面も果たした子、③ 現場におらず、自殺だと教えられたが、遺体との対面を果たせなかつた子、④ 現場におらず、自殺だと教えられなかつたが、遺体との対面は果たした子、⑤ 現場におらず、自殺だと教えられず、遺体との対面も果たせなかつた子、の5つである。さらに、そこに故人の生前における子自身の体験が影響を与えていた。その体験として、親の「自殺未遂の有無」、並びに、自殺を企図した親が子を巻き込む「心中の未遂の有無」の2点を挙げることができる。

① 現場で実際に遺体を見た子(第一発見者となった子と、後から現場に駆けつけた子)は、Dさん、Eさん、Jさんの3名であり、第一発見者となったのは大学生だったDさんと高校生だったJさんであり、弟が発見した直後に現場に駆けつけたのがEさんであった。Jさんは発

見した時のことを振り返り、第一発見者になるとその光景が残像として残り、絶対に忘れないし嫌なことだけど、よその人ではなく息子に発見してもらったのは母親からすると良かったのかな、と述べつつも、自分の親の最期が自殺した姿なんて絶対に嫌だし、自分の子には同じ体験は絶対にさせたくない、と語気を強めた。Aさんは、親の自殺による遺体を子に発見させるのは、自殺で亡くなった親による子への「最後の虐待」だ、と形容し、Bさんも強く賛同した。現実的に、自殺を遂げた親のほとんどは、我が子に自分の遺体を発見させたり、我が子がその姿に長く苦しむことになったりすることなどは、全く予想だにしなかつたことであろう。本研究では、高校生だったJさんが、学校に登校後、教室に入る前にカウンセラーなどからその時の感情や考えていることをただ聴いてもらえる機会があれば救われていたのではないかと振り返り、小学生だったLさんも強い賛意を示したが、FGI-1の大学生だったDさんからは、同様の発言は見られなかった。このように、本研究においては、限られた対象者からの発言ではあるものの、小学校や中学校、高校などにおいて、学校に登校し教室に入る前に、カウンセリングの技術のある教職員が、遺された子がその時に抱いている感情や考えていることなどについて、落ち着いた環境でゆっくりと耳を傾け、共感の姿勢を持

つて寄り添うことが求められていると言える。

② 現場におらず、自殺だと教えられ、遺体との対面も果たした子は、Bさん、Cさん、Gさん、Hさん、Iさん、Kさんの6名であった。CさんとHさんは、共に、故人とは別居していたが、駆けつけた後で、故人の首の深い跡を見て、その死を納得することができた。つまり、後から駆けつけたために現場を見ていないう子に対しても、可能な限り、親の遺体の一部を見せるなどし、親の死の実態が一瞬で理解できるような説明の仕方をし、親がどのようにして亡くなったのかについて納得できるよう明確な根拠を情報として提供すべきである。加えて、Cさんが、母親に対し、亡くなった父親の自営業の会社がどのような状況だったのか、父親の交友関係がどうだったのか、などについて「教えてくれよ」と迫ったが母親はそれでもなお、全く教えてくれなかつた。このように、遺された子は、死因が自殺だったと分かっただけでは完全には納得できず、その後も次から次へと湧き上がる疑問に対し、その都度、答えてもらえることが肝要であると言える。

③ 現場におらず、自殺だと教えられたが、遺体との対面を果たせなかつた子は、Fさんのみであった。20歳代前半だったFさんは、警察から、若い女の人は見ないほうがいいと制止され、躊躇した末に父親の入水による遺体を見なかつたが、遺体確認をした母親がその後に自殺未遂を図ったため、Fさんは父親の遺体を見ておけば良かったと後悔した。この場合、Fさんは、結局、父親の遺体を見ておらず、Fさん自身、「きれい（な父親の記憶）…遺体の様子を見てないから、後々は（亡くなる）前の父親の姿しか出てこないじゃないですか。（生前の）良い時の（父親の）状況とかしか（記憶に）なかったから、良かったと言えば良かったのかもしれないんですけど…」と述べたように、死別後には親に対する綺麗な思い出が残り、一見、賢明な選択がなされたように思われる。しかし、Fさんは、後に、遺体確認をした母親が自殺未遂を図ったことから、「でも、あそこで（私も現場に）行っていたら、もっと、（自殺未遂をした母親と）同じ視点で（いられた）というか…」と思い巡らしたように、Fさん自身が父親の遺体を一切見ることなくあの時を通り過ぎてしまったことが良かったのか悪かったのかと、今もなお、思い巡らし続けているのと同時に、自分がその場に一緒に行っていたら、母親の自殺未遂とその後に母親が被ることになった一連の苦しみを防げていたのではないか、と振り返り、痛切な後悔があることを吐露した。

そのため、このような取り返しのつかない後悔に襲われる子がいるという事実があることを憂慮し、また、火葬を済ませてしまつてから「遺体と対面したい」と思い直していたのでは完全に手遅れとなつてしまうため、遺体との対面の機会が火葬前までしかない現実を重大視しつつ、遺体発見から火葬の前までに、お父さん、或いは、お母さんの遺体を見るかどうかについて、対面を暗に制限しない形で直接問い合わせ、一人の人格として子の意思を尊重することも場合によっては必要である。また、本稿では、遺体を見る機会があったのにもかかわらず見なかつたことで、後に強い後悔に襲われることになった子が、Fさんしかいなかつたことから、自殺による遺体との対面のあり方については、今後も、引き続き、検討していく必要のある課題である。

④ 現場におらず、自殺だと教えられなかつたが、遺体との対面は果たした子は、中学生だったAさんのみであった。また、⑤ 現場におらず、自殺だと教えられず、遺体との対面も果たせなかつた子は、小学生だったLさんのみであった。AさんもLさんも、遺された親から、自殺の事実に関する説明を一切受けなかつた。親が列車への飛込みで亡くなったLさんは、親の顔すら見ることを許されなかつた。Aさんは、死因が自殺だったことを教えてくれなかつた母親に対する深い恨みの念が残り、その後、母親との縁を切り、音信不通となつた。さらに、Aさんは、遺された子が、自殺だったという事実も知られずに家族内で放置される傾向があることについて、「そういう方はとっても多いですね。子どもだから置いておかれたで、遺児としてまだ本当に小学生だったり、もっと小さかったり」と述べたように、小学校入学前の子や小学生、さらに、場合によつては中学生が、そのような立場に置かれる可能性があることが推察される。

さらに、親の「自殺未遂の有無」、並びに、自殺を企図した親が子を巻き込む「心中の未遂の有無」、の2点については、実例として、Lさんには、母親が高所からの飛降りを決行したが死ねず、後日、その現場近くで母親からLさんに対し、母親が死にきれずに生き残ってしまったことについて生々しく聞かされた経験があつた。これは、まさに親の自殺未遂であつた。また、Lさんには、母親から首を絞められ、母親が手を放し鬼の形相で号泣する姿を眼前で目の当たりにした経験があつた。さらに、母親がLさんとLさんの弟を散歩に連れ出し、電車に乗つて竹林に行き、母親が死に場所を求めて歩き回つた経験もあつた。これらは、まさに親による心中の未遂であ

った。にもかかわらず、Lさんは、母親が列車に飛び込んだ後、自宅で、年配の親戚が自身の経験から「迷惑な話だ、顔も体もぐちゃぐちゃや！」と言い放った言葉に立ちすくみ、集まった近所の人からの根も葉もないうわさ話に苦しんだ挙げ句に、母親が実際に亡くなつたことを自分の目で確認することも許されなかつた。そのため、Lさんは、棺の母親の表情を見ながら「さようなら」とも、「やつと死ねたね」とも、「有り難う」とも、言える機会がなかつたのである。Lさんは、強い怒りと憤懣やるかたない思いを吐露した。

このように、今後は、自殺の事実を伝えられなかつた子どもが、ここまで悲痛な心の叫びを抱えたまま大人になっていく場合があるということを深く憂慮し、遺された親が健在な場合には、遺された親自身から伝えることこそが求められているのだという認識に鑑み、死別直後に遺された親と話した時、或いは、遺体が運ばれて来た時からお通夜の前までに、亡くなつた親の死に方を丁寧に、かつ簡潔に、遺された親が自ら直接、子どもに語りかけるべきである。また、周りの大人们も、このことを知識として心掛け、遺された親が健在な場合には、遺された親が子どもに直接伝えられるように力づける、或いは、伝えることを促し勧めることが求められていると言える。一方、遺された親が子どもにどうしても伝えられないように見受けられる場合や、故人の配偶者が死別や離別などの理由で不在な場合には、親に代わって別の近しい者が子どもに説明するということも、現実的な選択肢の一つになるものと考えられる。また、亡くなつた親との別れの葬儀の場に際し、どれだけ親の遺体の損傷が激しかつたとしても、亡くなつた親の遺体と対面するかしないかについて、遺された子に対し、対面を暗に制限しない形で直接問い合わせ、一人の人格として子の意思を尊重することも場合によっては必要である。

最後に、(5)【各種発信媒体の活用】については、実例として、Cさんは、死別から数年後にテレビで借金の相続放棄の方法について知つたが、既に父親の借金を支払つてしまつてゐた。このように、死別後というよりも、むしろ、平時から、遺された子に役立つ情報が、テレビや書籍、市町村などの広報紙、新聞、インターネットなど、あらゆる媒体によって発信されることが求められる。

#### 4-2. 総合考察

遺体との対面を制限されたのは、20歳代前半だったFさんと小学生だったLさんの2名であり、2名とも女性

であった。Fさんは、父親が行方不明になつた後、1週間で警察から連絡があり、入水で亡くなつたことが分かつた。遺体確認には、母親と兄が出向いた。入水後の水中での遺体の損傷の他、腐敗も始まっており、特有のにおいもあったことから、棺で運ばれた後、Fさんが父親との別れを惜しむ間もなく、すぐに火葬された。Lさんの母親は列車への飛込みを図り、腹部切断などのため遺体の損傷が激しかつた。一方、本研究においては、対象者12名中、この2名を除く10名の故人がとつた自殺手段は、縊首と練炭であったが、この対象者10名からは、故人の遺体との対面を制限されたとの語りはなかつた。このように、本研究においては、入水や飛込み、さらに、想定される手段として、焼身などの場合には、遺された子が故人と最後の対面を制限される可能性が高いことが推察される。そのため、遺された子が、親の死と親の自殺という二重の苦しみに加え、亡くなつた親との対面が叶わぬという三重の苦しみを被る恐れがある。

親を亡くした子を対象とした本調査の限界は、(1)遺された子の年代を考慮した時に、成人後に親を亡くした子の中では、Bさんが、当時、成人と未成年の子を持つ親であったこと、また、Eさんが、80歳代という高齢の母親を亡くした子であった一方で、未成年の時に親を亡くした子の中で、最も若い子がLさんで、当時、小学校高学年（小学6年生）であったことから、小学6年生よりも若い年代の子からの直接的な語りが得られておらず、形成された概念の適用範囲が限定的である可能性があること、(2)自殺の手段が、縊首と入水、練炭、飛込みであったが、飛降りや焼身、過量服薬などといった他の自殺手段であった場合についての検討が一切なされておらず、手段が異なれば得られる語りにも違いが生じた可能性があること、(3)方法としてフォーカス・グループ・インタビュー法を採用し背景の似た対象者同士で率直で多様な討議がなされた反面、他の参加者を意識し表出されなかつた発言があることが考えられ、結果に偏りが生じた恐れがあること、(4)本研究の結果は対象者の個人的体験に限定せず広く同じ続柄を亡くした人の体験について見聞きしたことからも語られたものではあるが、対象者が12名と限られていること、また、全ての対象者が遺族会に中心的、協力的な関わりのある者であることなどから結果に偏りが生じた可能性があること、以上の4点である。そのため、本研究の結果を一般化しようとする際には、充分な検討が必要である。

## 5. 結論

子の性別に着目した結論として、本研究のみでは、性別による差異を特定することはできなかった。

次に、子の年代や婚姻関係の有無に着目した概略的な結論として、未成年の時に親を亡くした子においては、小学校入学前や小学校、中学の時に親を亡くした子は、遺された親から亡くなった親の自殺の事実について直接、伝えられない場合があり、子が、遺された親に対し、強い怒りや深い恨みを抱き、場合によっては、親子関係が完全に崩壊し、絶縁状態に陥る恐れもある。また、子が小学生であるなどと幼い場合には、亡くなった親の生前に、親による心中の未遂を経験していることがある。高校や大学などの時期に親を亡くした子は、性別を問わず、遺された親が死別後の諸手続きに動けないように見受けられたり、また、遺された親が死別、或いは、離別などで不在であったりする上に、親戚からの助けも得られないように見受けられる場合には、親の突然の死に驚愕し急性精神症状も見られる中、遺された子が死別後の諸手続きに動く必要性に迫られることがある。しかし、遺された子にとっては死別後の諸手続きが初めてであったり、社会経験が不足していたりするために、大人が想像する以上の重い負担感と差し迫った切迫感を抱き苦しんでいる場合がある。成人後に親を亡くした子においては、就職した子は業務の中で死別後の諸手続きの一端を知ることになったり、既婚の子は配偶者からの助けが得られたり、50歳代などの子は親を自殺で亡くすよりも以前に既に家族の誰かを亡くし死別後の諸手続きを経験していたりすることもあることから、死別後の諸手続きに対する困難感もいくらかは和らいでいる場合もある。しかし、それでもなお、重い負担感と差し迫った切迫感を抱き苦しんでいる場合がある。加えて、年代を問わず、親の自殺が完遂される前に、親による自殺未遂を1回～複数回、経験していることがある。

最後に、遺された子に対する情報提供と支援に関する結論として、自殺と判明した直後以降の時期において、遺された親や葬儀社、さらには、遺された子が未成年の場合には、学校の先生やカウンセリングの技術のある教職員などといった家族や関係者が、遺された子の対応をした時に、遺された子の苦しさに配慮した親身で手厚い対応が求められた。

具体的には、遺された子が親との死別直後に置かれた状況について、遺された子が「1. 現場に居合わせたか否

か」、また、「2. 自殺だったと教えられたか否か」、さらには、「3. 遺体との対面を果たしたか否か」の3つの要素に着目しながら現状把握を行なうことにより、以下の5つの分類を起点とした支援を展開することができると考えられる。①現場で実際に遺体を見た子（第一発見者となった子と、後から現場に駆けつけた子）、②現場におらず、自殺だと教えられ、遺体との対面も果たした子、③現場におらず、自殺だと教えられたが、遺体との対面を果たせなかっただ子、④現場におらず、自殺だと教えられなかっただが、遺体との対面は果たした子、⑤現場におらず、自殺だと教えられず、遺体との対面も果たせなかっただ子、の5つである。また、親の自殺未遂の有無と、親による心中の未遂の有無も考慮に入れる必要がある。

その上で、①の場合には、小学校や中学校、高校などに在学する子であれば、学校に登校し教室に入る前に、カウンセリングの技術のある教職員が、遺された子がその時に抱いている感情や考えていることなどについて、落ち着いた環境でゆっくりと耳を傾け、共感の姿勢を持ってただ寄り添おうすることは、親の自殺現場を目撃し極度の緊張状態にある子にとって、最初の救いの手となり得る。②の場合には、後から駆けつけたために現場を見ていない子に対しても、可能な限り、親の遺体の一部を見せるなどし、親の死の実態が一瞬で理解できるような説明の仕方をし、親がどのようにして亡くなったのかについて納得できるような明確な根拠を情報として提供すべきである。加えて、遺された子は、死因が自殺と分かっただけでは完全には納得できないことから、その後も次から次へと湧き上がる疑問に対し、その都度、答えてもらえることが肝要である。③の場合には、遺された子は、結局、親の遺体を見ておらず、死別後には親に対する綺麗な思い出が残り、一見、賢明な選択がなされたようと思われる。しかし、月日が経つにつれ、遺体と対面できる最後にして唯一の機会を逃したこと後悔したり、見なかつた自分を責めたりする恐れがある。そのため、このような取り返しのつかない後悔に襲われる子がいるという事実があることを憂慮し、また、火葬を済ませてしまつてから「遺体と対面したい」と思い直していたのでは完全に手遅れとなってしまうため、遺体との対面の機会が火葬前までしかない現実を重大視しつつ、遺体発見から火葬の前までに、お父さん、或いは、お母さんの遺体を見るかどうかについて、対面を暗に制限しない形で直接問い合わせ、一人の人格として子の意思を尊重することも場合によっては必要である。

最後に、④と⑤の場合には、自殺の事実を伝えられなかつた子どもが、強い怒りや深い恨みと共に悲痛な心の叫びを抱えたまま大人になっていく場合があるということを深く憂慮し、遺された親が健在な場合には、遺された親自身から自殺の事実を伝えることこそが求められているのだという認識に鑑み、死別直後に遺された親と話した時、或いは、遺体が運ばれて来た時からお通夜の前までに、亡くなった親の死に方を丁寧に、かつ簡潔に、遺された親が自ら直接、子どもに語りかけるべきである。また、周りの大人たちも、このことを知識として心掛け、遺された親が健在な場合には、遺された親が子どもに直接伝えられるように力づける、或いは、伝えることを促し勧めている。一方、遺された親が子どもにどうしても伝えられないように見受けられる場合や、故人の配偶者が死別や離別などの理由で不在な場合には、親に代わって別の近しい者が子どもに説明することも、現実的な選択肢の一つになるものと考えられる。また、亡くなった親との別れの葬儀の場に際し、どれだけ親の遺体の損傷が激しかったとしても、亡くなった親の遺体と対面するかしないかについて、遺された子に対し、対面を暗に制限しない形で直接問い合わせ、一人の人格として子の意思を尊重することも場合によっては必要である。

もちろん、遺された親が健在な場合において、遺された親に対し、遺された子に自殺の事実を今すぐ伝えるよう強要することは、全くの逆効果であり、過剰介入であると言える。そのため、遺された親に対しては、自殺の事実を伝えた方が良いことを勧めつつも、その実行を急がせないなどの細心の注意を払うことが求められる。

本稿においては、遺された子の目線に立ち、遺された子から望まれた情報提供と支援について整理した。本研究により、自殺発生直後から時系列で遺族に接する可能性が高い関係者が、親を亡くした子が望む情報提供と支援のあり方を具体的に把握し、遺された子に特化した情報提供と支援が実施されることを期待する。

## 謝辞

本研究では、FGI-1 の実施に際しては、京都大学大学院医学研究科健康情報学分野の運営費を、また、FGI-2 と 3 の実施に際しては、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団からの研究助成金を受け実施しました。また、本研究の全過程において、同志社大学自殺とケア研究会（前・自殺予防研究プロジェクト）からの協力を

受け共同研究として実施しました。

なお、本稿は、2013 年 3 月 31 日付けで同志社大学から「博士（社会福祉学）」（甲第 615 号）を授与された博士論文「家族を自殺で亡くした遺族への情報提供と支援：綱柄を考慮した語りの質的比較分析」の「第 5 章 親を亡くし遺された子の 3 つのグループの結果と考察」に加筆・修正し、「自殺で親を亡くした子」のみに焦点をあて、単独でまとめ直したものです。

また、本稿の一部の結果については、2013 年 9 月 13 日～15 日に開催された第 37 回日本自殺予防学会総会において、「自殺で親を亡くした子が望む情報提供のあり方——自死遺族を対象とした質的調査の結果から」の表題で口頭発表しました。

## 参考文献

- Glaser, B. G., Strauss, A. L. (1967) *The Discovery of Grounded Theory: Strategies for Qualitative Research*, Chicago: Aldine Publishing Company. (=1996, 後藤隆・大出春江・水野節夫訳『データ対話型理論の発見——調査からいかに理論をうみだすか』新曜社.)
- 木下康仁(2003)『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践——質的研究への誘い』弘文堂.
- Krueger, R. A., Casey, M. A. (2009) *Focus groups: A practical guide for applied research* 4rd ed, Los Angeles, SAGE.
- 大倉高志・市瀬晶子・田邊 蘭・ほか (2011) 「自殺者遺族が望む『情報提供のあり方』の探求——綱柄を考慮した語りの比較分析」『自殺予防と危機介入』31(1), 74-83.
- 大倉高志 (2012) 「自殺発生直後の遺族支援に関する文献検討——警察、死体検案医、解剖担当者を中心に」『評論・社会科学』99, 97-135.
- 大倉高志・引土絵未・市瀬晶子・ほか (2013) 「配偶者を亡くした自死遺族が望む情報提供と支援——地域における支援実践への寄与」『評論・社会科学』104, 51-87.
- 佐藤郁哉 (2008a) 『質的データ分析法——原理・方法・実践』新曜社.
- 佐藤郁哉 (2008b) 『QDA ソフトを活用する 実践 質的データ分析入門』新曜社.
- 鈴木淳子 (2005) 『調査的面接の技法 第 2 版』ナカニシヤ出版.
- 田垣正晋 (2008) 『これからはじめる医療・福祉の質的研究入門』中央法規出版.
- Ritchie, J., Lewis, J. (2003) *Qualitative Research Practice: A Guide for Social Science Students and Researchers*, SAGE.

## Preferences for receiving information after a parent's suicide among bereaved children: Challenges for identifying a method to inform and support bereaved children in the community

OKURA, Takashi, ICHINOSE, Akiko,  
SHIRAI(TANABE), Ran and HIKITSUCHI, Emi

### Abstract

The purpose of this study was to ascertain the preferences of bereaved children with respect to the timing, provider, method, and type of information given to them in the period immediately following the suicide of a parent.

Three focus group interviews were conducted, which revealed that bereaved children wanted the family or other affected people, especially a bereaved parent, or individuals related to funeral services to deal with them in a wholehearted and courteous manner, taking their suffering into consideration when responding to them as information providers in the period immediately after the suicide. When the bereaved child is a minor, a teacher or school staff with counseling skills is preferred as the information provider who should be considerate and courteous when dealing with them in the period following bereavement.

The information provider may be able to communicate and provide support effectively on the basis of the five proposed classifications for comprehension of a child's situation immediately after a parent's suicide, based on the following three factors: "whether the bereaved child saw the parent's body at the suicide spot," "whether the child was told that it was a suicide," and "whether the child saw the body of the parent at the funeral."

Keywords: Suicide, Bereaved child after parent's suicide, Providing information, Support